



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

保育行政の動向と課題について

平成30年12月21日

厚生労働省子ども家庭局保育課長

竹林 悟史

本日の話題

1 . 社会保障・税の一体改革と 子ども・子育て支援新制度

2 . 保育をめぐる動向と取組み

- (1) 保育の現状
- (2) 待機児童対策
- (3) 保育人材の確保・育成
- (4) 幼児教育無償化
- (5) 保育の質の確保・向上

本日の話題

1 . 社会保障・税の一体改革と 子ども・子育て支援新制度

2 . 保育をめぐる動向と取組み

- (1) 保育の現状
- (2) 待機児童対策
- (3) 保育人材の確保・育成
- (4) 幼児教育無償化
- (5) 保育の質の確保・向上

社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年）を踏まえた改革の方向性

- すべての世代が安心感と納得感の得られる、「全世代型」の社会保障制度に転換を図る。そして、社会保障制度を将来の世代にしっかり伝える。

超高齢社会へ

家族・地域の支え合い機能の低下

雇用の不安定化

社会経済情勢の変容

社会保障の機能の充実と、財源確保及び給付の重点化・効率化による安定化

持続可能な
社会保障の構築



子ども・子育て支援策の充実等、若い人々の希望につながる投資を積極的実施

若い人々も納得して
社会保障制度に積極的参加



年齢ではなく、負担能力に応じて負担し、支え合う

すべての世代が相互に支え合い、必要な財源を確保



消費税 5% 引上げによる社会保障制度の安定財源確保

消費税率(国・地方)を、2014年4月より8%へ、2019年10月より10%へ段階的に引上げ
 消費税収の使い途は、国分については、これまで高齢者3経費(基礎年金、老人医療、介護)となっていたが、
 今回、社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)に拡大
 消費税収は、全て国民に還元し、官の肥大化には使わない

1%
程度

社会保障の充実

+ 2.8兆円程度

社会保障の安定化

+ 11.2兆円程度

基礎年金国庫負担割合1/2の恒久化

3.2兆円程度

後代への負担のつけ回しの軽減

7.3兆円程度

・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない
 既存の社会保障費

消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

・診療報酬、介護報酬、子育て支援等
 についての物価上昇に伴う増

0.8兆円程度

4%
程度

○子ども・子育て支援の充実 0.7兆円程度

-子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実、「待機児童解消加速化プラン」の実施 など

医療・介護の充実 1.5兆円程度

-病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等、地域包括ケアシステムの構築、医療保険制度の財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、難病、小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の確立 など

年金制度の改善 0.6兆円程度

-低所得高齢者・障害者等への福祉的給付、受給資格期間の短縮 など

社会保障の「充実」の全体像

○ 消費税引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向けることとなっており、基礎年金国庫負担割合の1/2への恒久的引上げ等による社会保障の安定化のほか、以下の社会保障の充実を予定している。

子ども・子育て

○子ども・子育て支援の充実(待機児童の解消などの量的拡充と質の向上)

- ・子ども・子育て支援新制度の実施による、幼児教育・保育と地域の子ども・子育て支援の総合的推進・充実
 - ・「待機児童解消加速化プラン」の実施
 - ・社会的養護の充実
- など

0.7兆円程度

医療・介護

○医療・介護サービスの提供体制改革

①病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等

- ・病床の機能分化と連携を進め、発症から入院、回復期(リハビリ)、退院までの流れをスムーズにすることで、早期の在宅・社会復帰を可能にする。
- ・在宅医療・介護を推進し、地域での生活の継続を支える。
- ・医師、看護師等の医療従事者を確保する。

(新たな基金の創設、診療報酬に係る適切な対応の在り方の検討・必要な措置)

②地域包括ケアシステムの構築

介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らせるよう、介護・医療・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、以下の取組を行う。

- i) 医療と介護の連携、ii) 生活支援・介護予防の基盤整備
 - iii) 認知症施策、iv) 地域の実情に応じた要支援者への支援の見直し
 - v) マンパワーの確保等
- など

○難病、小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立

○医療・介護保険制度改革

①医療保険制度の財政基盤の安定化

- ・低所得者が多く加入する国民健康保険への財政支援の拡充(国民健康保険の保険者、運営等の在り方に関する改革の前提として行われる財政支援の拡充を含む)
- ・協会けんぽに対する国庫補助

②保険料に係る国民の負担に関する公平の確保

- ・国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充
- ・後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

③保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等

- ・低所得者に配慮しつつ行う高額療養費の見直し
- ・医療提供施設相互間の機能の分担や在宅療養との公平の観点からの外来・入院に関する給付の見直し

④介護給付の重点化・効率化

- ・一定以上の所得を有する者の利用者負担の見直し

⑤介護保険の一号保険料の低所得者軽減強化

など

1.5兆円程度

※充実と重点化・効率化を併せて実施

年金

○現行制度の改善

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付
- ・受給資格期間の短縮
- ・遺族年金の父子家庭への拡大

0.6兆円程度

(注)上記の表は、消費税増収分を活用した社会保障の充実について、公費に影響のあるものについて整理したものである。

所要額(公費)合計 = 2.8兆円程度 ※消費税財源(満年度ベース) 5

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

* 子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

◆ 主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設



* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

④ 市町村が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

⑥ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

⑧ 施行時期

- ・ 平成27年4月に本格施行

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

〔 認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など
共通の財政支援 〕

施設型給付

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、
学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを
与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園 3～5歳

保育所 0～5歳

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が
保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

〔 地域の実情に応じた
子育て支援 〕

地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・一時預かり事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業等
- ・子育て短期支援事業
- ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業
- ・放課後児童クラブ
- ・妊婦健診
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

国主体

〔 仕事と子育ての
両立支援 〕

仕事・子育て両立支援事業

- ・企業主導型保育事業
⇒事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援(整備費、運営費の助成)
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
⇒繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

子ども・子育て支援に必要な財源の確保について

○社会保障と税の一体改革等により、子ども・子育て支援に必要な財源は**1兆円超**とされている。

(参考1)子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議(平成24年8月10日参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)(抄)

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、**1兆円超**程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する**0.7兆円程度**以外の**0.3兆円超**について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。

(参考2)少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)(抄)

施策の具体的内容 1.重点課題 (1)子育て支援施策を一層充実させる。

子ども・子育て支援新制度の円滑な実施

地域の実情に応じた幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を施行し、幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」(待機児童の解消や身近な子育て支援サービスの提供)及び「質の向上」(職員の配置や処遇の改善等)を行う。その際、市町村が、住民のニーズを把握し、地域の実情に応じて、計画的に提供体制の整備を図る。そのために必要な**1兆円超**程度の財源の確保については、消費税財源から確保する**0.7兆円程度**を含め、適切に対応する。

0.7兆円(消費税財源)

「**量的拡充**」「**質の向上**」分

(主なメニュー)

○認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業などの

量的拡充

○3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)

○**職員給与の改善(+3%)**

○研修機会の充実

○放課後児童クラブの充実

○社会的養護の量的拡充 等

0.3兆円超(左記以外の財源)

「**質の向上**」分

(主なメニュー)

○**職員給与の改善(+2%)**

○1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1)

○4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1)

○施設長、栄養士、その他職員の配置

○延長保育の充実 等

5年後見直しに係る検討について

子ども・子育て支援法附則等の見直し規定

子ども・子育て支援法附則第2条第4項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第2条第2項において、法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしている。

検討の進め方

○その上で、検討すべき事項として考えられるものは、以下のとおり。

(1) 法律上経過措置の期限が到来するものなど、見直しの検討を行わなければならない事項

ア 新制度施行後、5年間で経過措置の期限が到来する項目

イ 地方からの提案等に関する対応方針に関する項目

(2) 新制度の運営等に関連し、検討が必要な事項

ア 新しい経済政策パッケージ等閣議決定されている主な事項

イ 制度の施行状況を勘案し、今後検討が必要と考えられる事項 など

○(1)及び(2)を検討した上で、直ちに検討に着手する事項と今後検討すべき事項の精査

参 考

○子ども・子育て支援法(平24法65)

附 則

(検討等)

第二条 1~3 (略)

4 政府は、前三項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)

附 則(平24年法66)

(検討)

第二条 1(略)

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「新認定こども園法」という。)の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

本日の話題

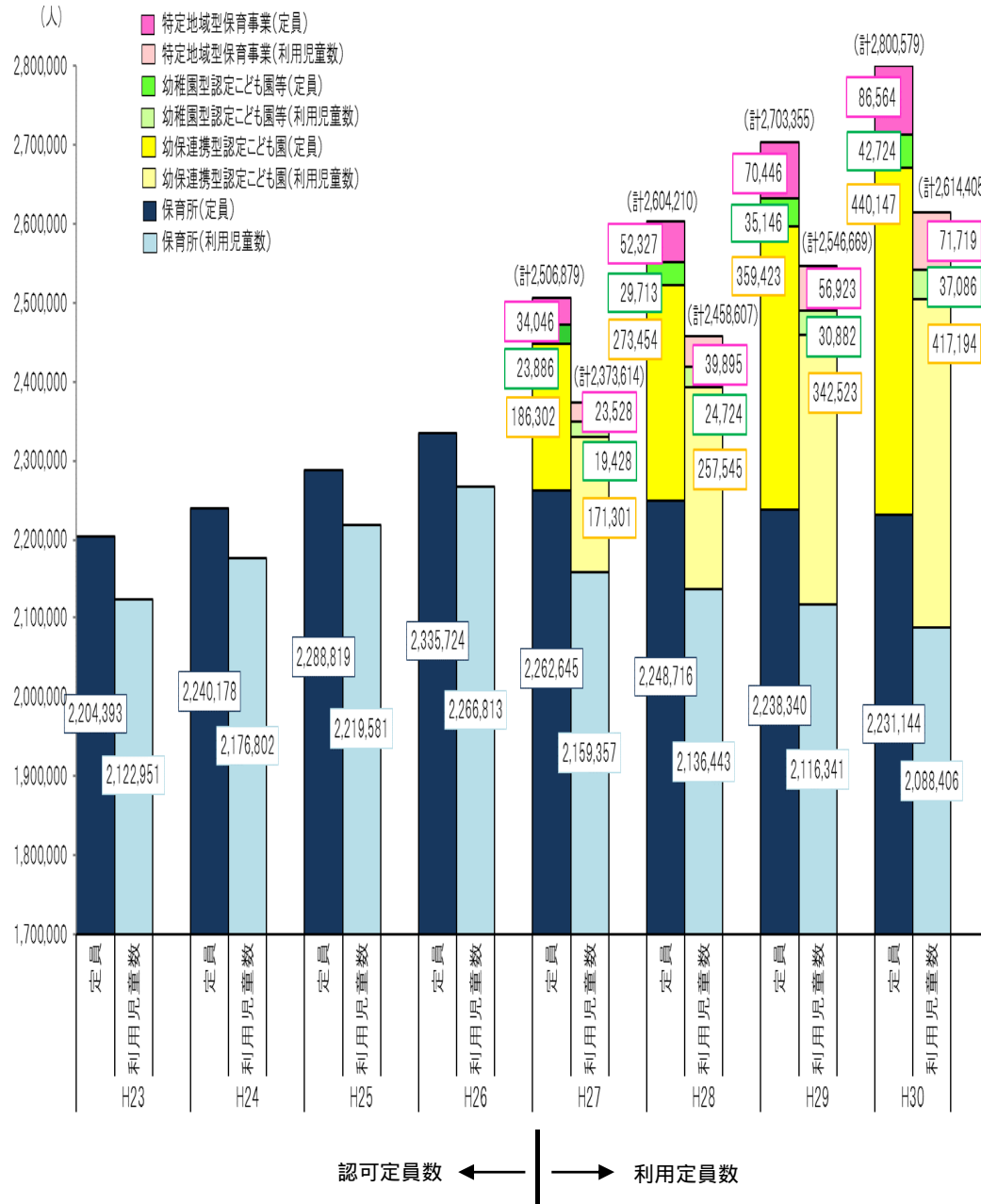
1 . 社会保障・税の一体改革と 子ども・子育て支援新制度

2 . 保育をめぐる動向と取組み

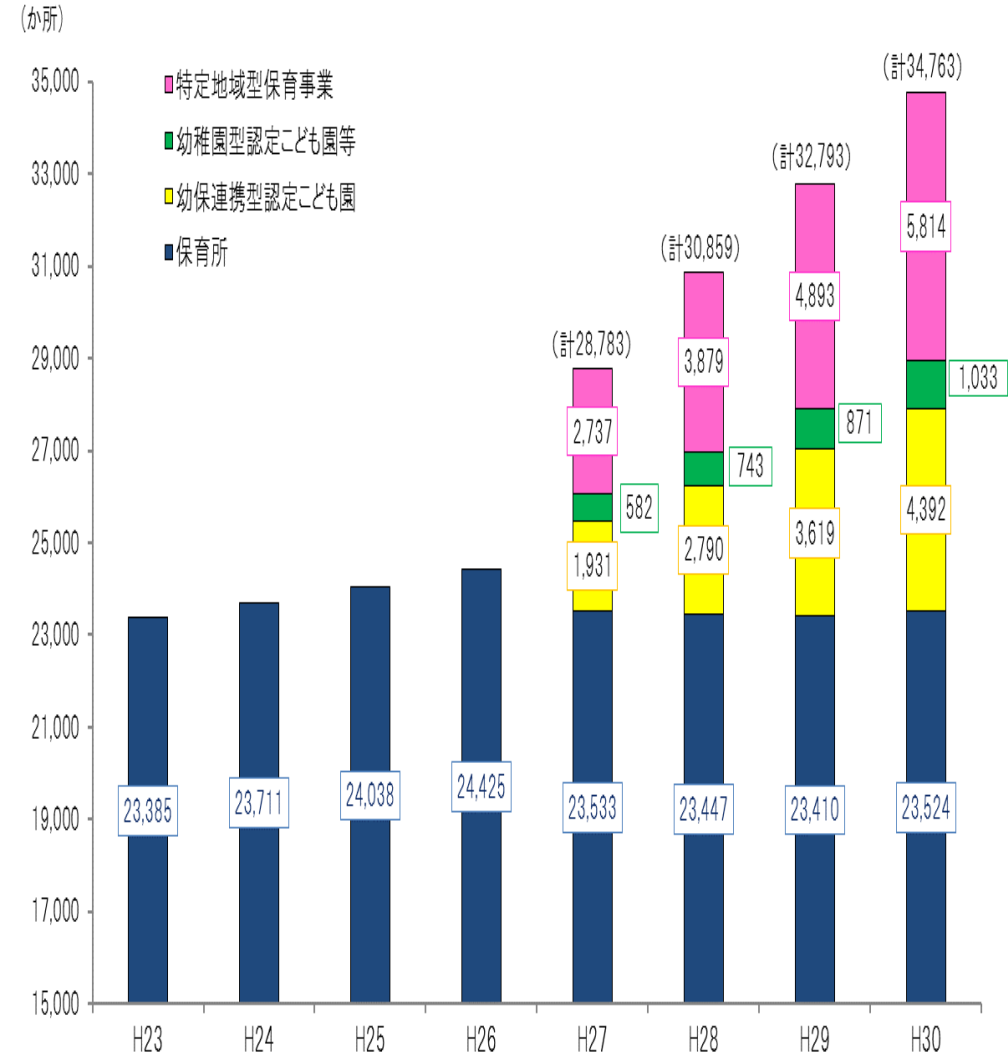
- (1) 保育の現状
- (2) 待機児童対策
- (3) 保育人材の確保・育成
- (4) 幼児教育無償化
- (5) 保育の質の確保・向上

保育園等定員数・利用児童数・保育園等数の推移

○保育園等定員数及び利用児童数の推移



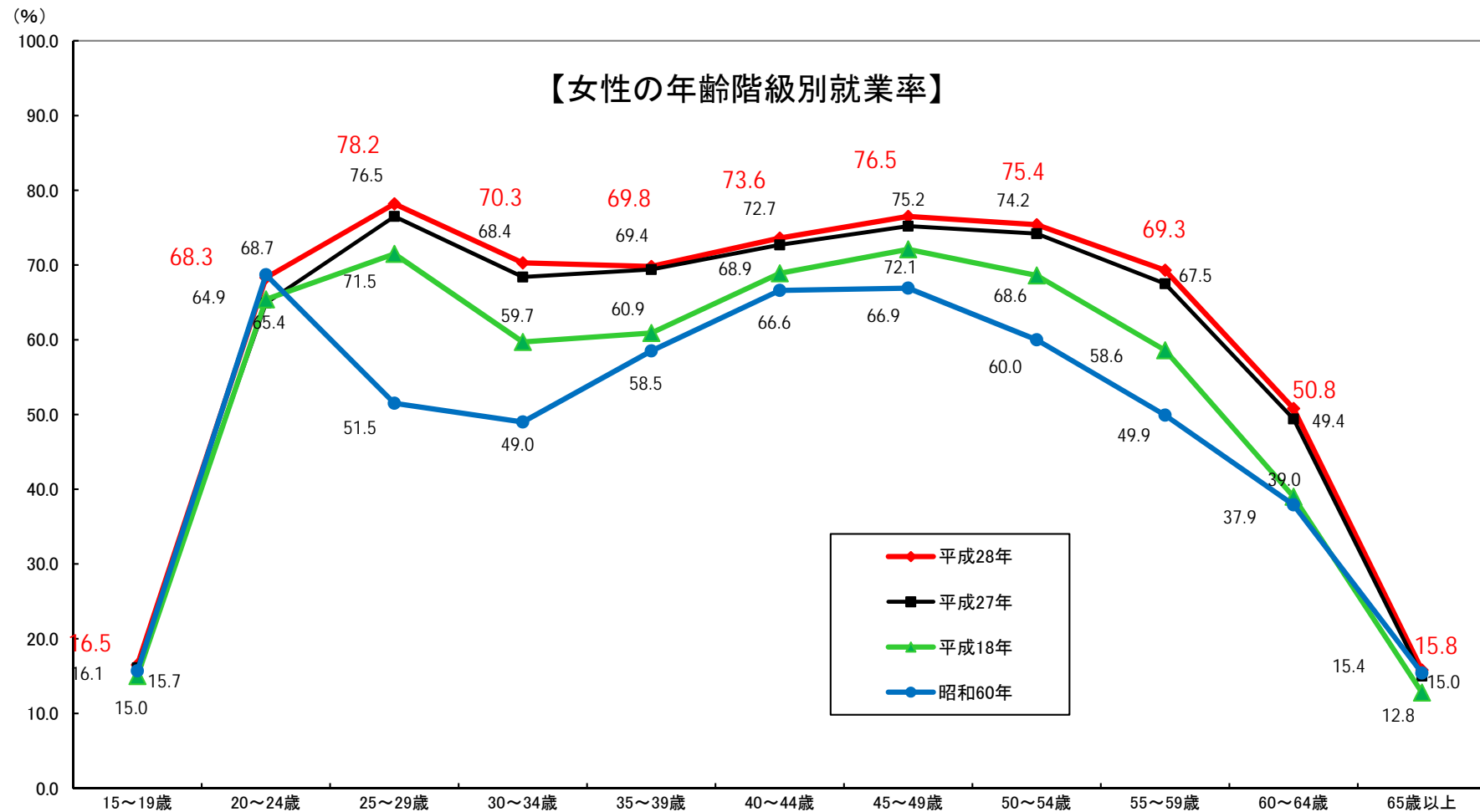
○保育園等数の推移



(出典) 23年～25年、27年～30年 一厚生労働省子ども家庭局保育課調べ
26年 一厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

女性の年齢階級別就業率

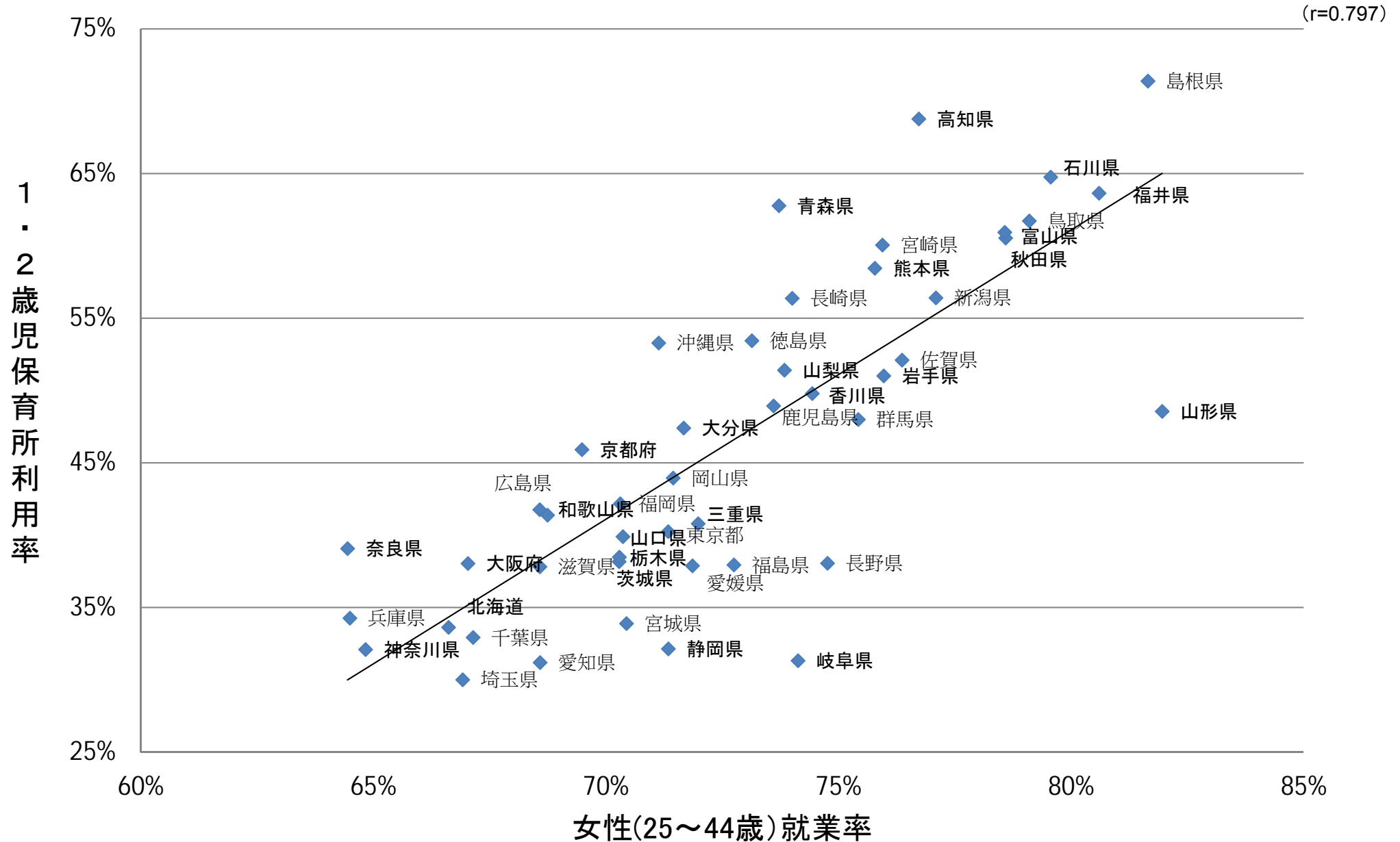
女性の年齢階級別就業率はいわゆる「M字」カーブとなっているが、「M字」の底を中心に、女性の就業率は大きく上昇している。



資料出所：総務省「労働力調査」

女性就業率と1・2歳児保育利用率の都道府県別状況

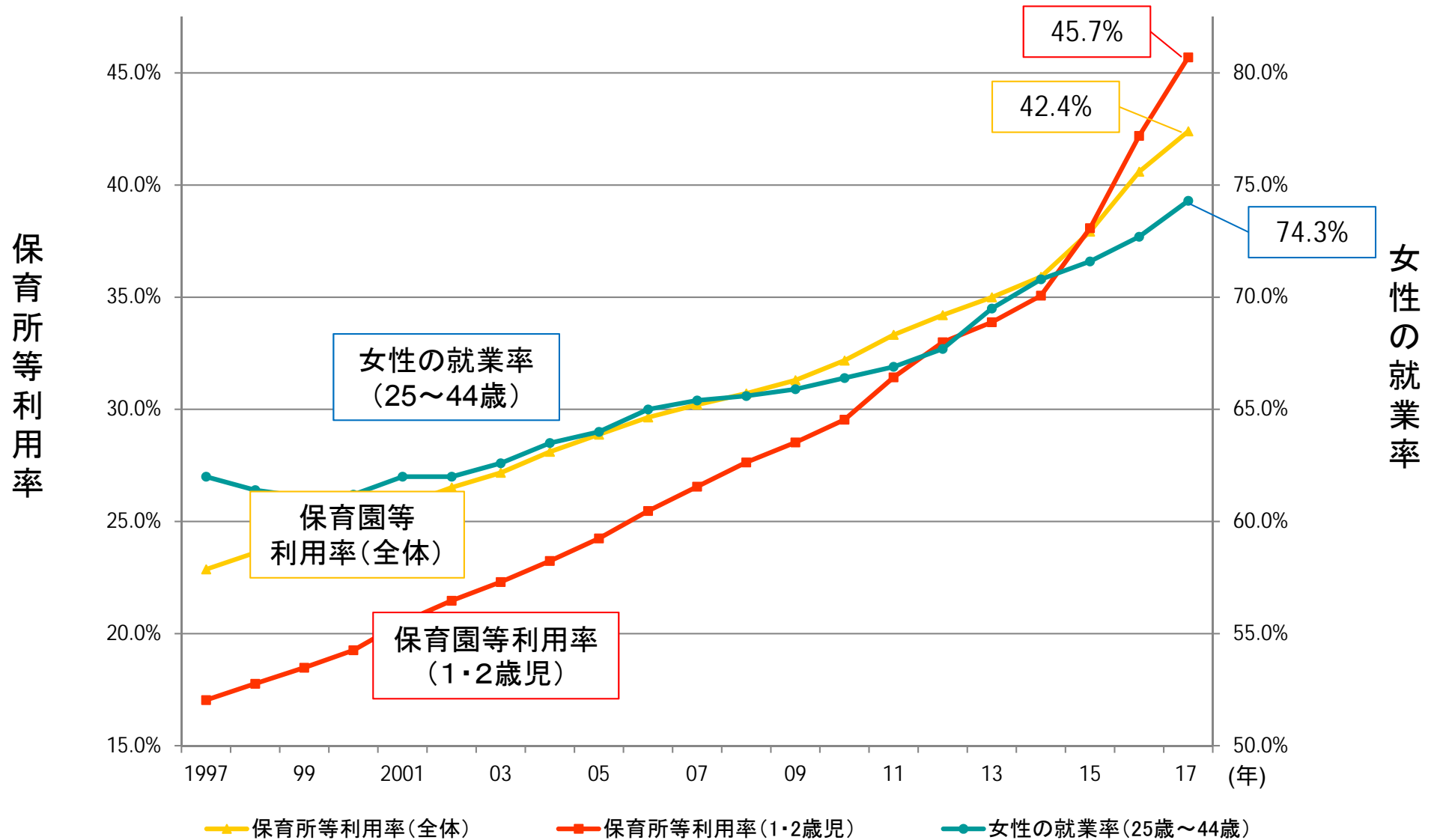
○ 女性の就業率(25～44歳)と1・2歳児保育利用率には、正の相関がある。



出典:総務省「労働力調査」等を基に厚生労働省保育課で作成

女性就業率(25～44歳)と保育園等の利用率の推移

○ 女性の就業率(25～44歳)と1・2歳児保育利用率ともに、年々上昇傾向にある。



出典：総務省「労働力調査」等を基に厚生労働省保育課で作成

本日の話題

1 . 社会保障・税の一体改革と 子ども・子育て支援新制度

2 . 保育をめぐる動向と取組み

- (1) 保育の現状
- (2) 待機児童対策
- (3) 保育人材の確保・育成
- (4) 幼児教育無償化
- (5) 保育の質の確保・向上

待機児童解消に向けた取組の状況について

【保育の受け皿拡大の状況】

○ 待機児童解消加速化プランによる市区町村と企業主導型保育事業における保育の受け皿拡大を合わせると、**2013年度から2017年度末までの5年間の合計は、約53.5万人分（※）**。待機児童解消加速化プランの政府目標50万人分を達成。

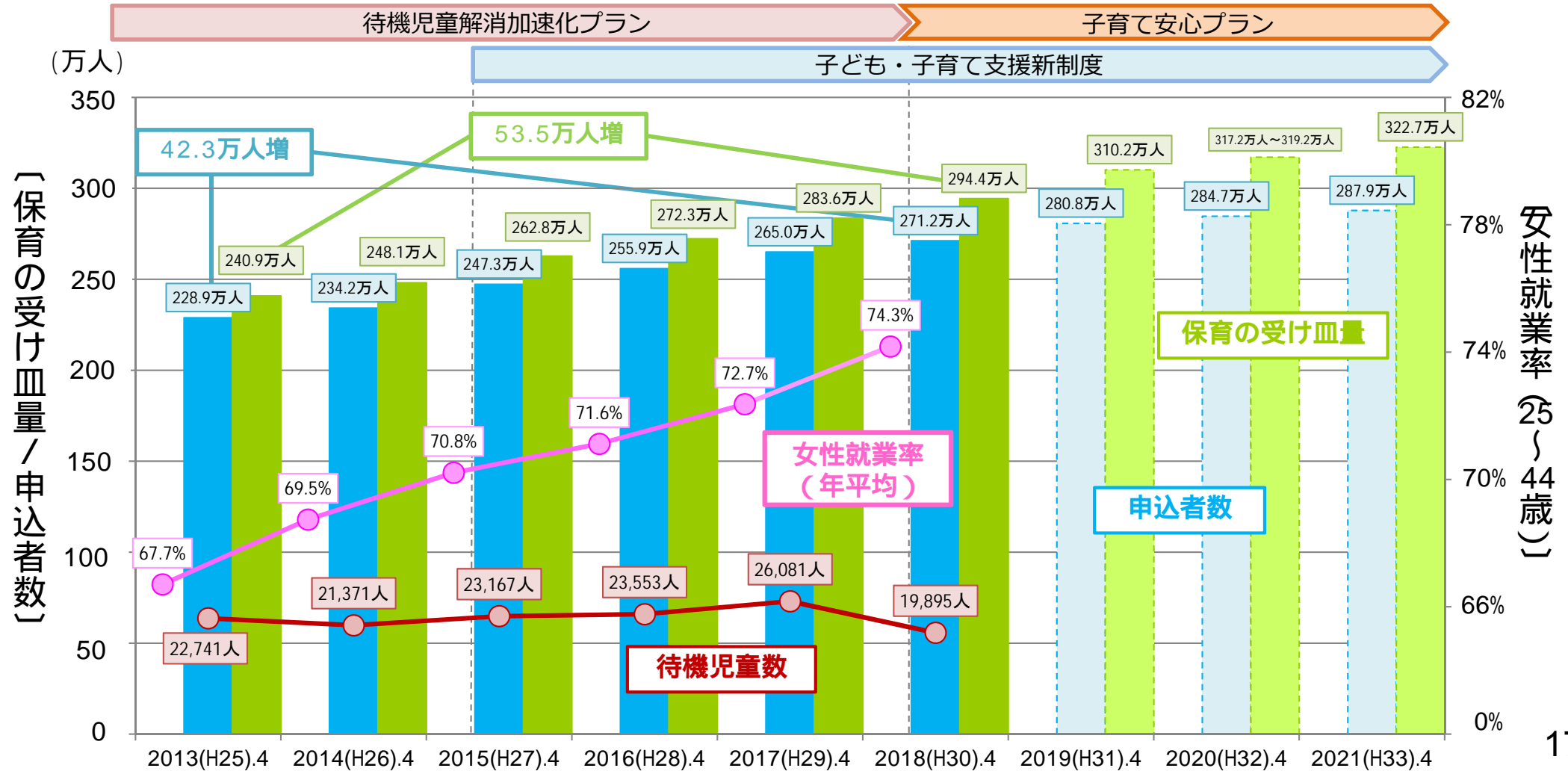
※ 市区町村の受け皿拡大量：約47.6万人分 企業主導型保育事業の受け皿拡大量：約6万人分

○ 子育て安心プランによる保育の受け皿拡大量は、現時点の市区町村等の計画を積み上げると、2017年度末までの子育て安心プランの前倒し分を含め、**2018年度から2020年度末までの3年間で約29.3万人分が拡大できる見込み**。

【保育の申込者数、待機児童数の状況】

○ 一方、**女性就業率（25歳から44歳）は年々上昇**しており、それに伴い**申込者数も年々増加**。2018年4月時点の申込者数は、約271.2万人で、昨年度と比較して増加（約6.2万人増）。

○ 2018年4月時点の待機児童数は、**19,895人**となり、**10年ぶりに2万人を下回る結果**。



待機児童の解消に向けた取組状況

待機児童解消加速化プランの期間における保育の受け皿拡大量の推移

	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	5か年合計	子育て安心プラン公表時(平成29年6月)の見込みとの差
市区町村拡大量	72,430人	147,233人	94,585人	93,055人	68,423人	475,726人	8,069人
企業主導型 保育拡大量	-	-	-	20,284人	39,419人	59,703人	9,703人
	(計 219,663人)		(計 256,063人 + 59,703人)			535,429人	1,634人

子育て安心プランによる保育の受け皿拡大量の見込み

	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	3か年合計	(参考) 子育て安心プラン(平成29年6月公表)
市区町村拡大量	127,269人 *1	70,120人	35,427人	232,816人	約26万人
企業主導型 保育拡大量	約40,000人 *2	約20,000人 (事業主拠出金による整備予定量)		約60,000人	約6万人
	(計 232,816人 + 約60,000人)			約29.3万人	約32万人

*1 2017年度(平成29年度)末までの積み残し分(8,069人)を含む。

*2 2017年度(平成29年度)末までの子育て安心プランの前倒し分(9,703人)を含む。

2017年度(平成29年度)の保育の受け皿拡大量

単位(人)

認可保育所	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模保育 事業	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独保育 施策	その他	小計	企業主導型 保育事業	合計
7,196	80,724	7,574	4	13,888	305	2,501	34	7,879	36,680	68,423	39,419	107,842

注)「認可保育所」は保育所型認定こども園の保育所部分を含む。

注)「企業主導型保育事業」については、平成30年3月31日時点における平成29年度の拡大量見込み。

2018年(平成30年)4月1日の保育の受け皿

単位(人)

認可保育所	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園	小規模保育 事業	家庭的保育 事業	事業所内保育 事業	居宅訪問型 保育事業	地方単独保育 施策	その他	小計	企業主導型 保育事業	合計
2,231,144	440,147	39,510	3,214	71,181	3,951	11,235	197	50,016	33,825	2,884,420	59,703	2,944,123

注)「認可保育所」は保育所型認定こども園の保育所部分を含む。

注)「企業主導型保育事業」については、平成30年3月31日時点における平成30年4月1日の受け皿見込み。

待機児童等の状況（地域別）

- 待機児童については、全国の市区町村（1,741）のうち、約8割の市区町村（1,306）においてゼロ。
- 待機児童は都市部（*）に多く見られる状況にあり、全体の70%（待機児童数13,930人）を占めている。
（*都市部：首都圏（埼玉・千葉・東京・神奈川）、近畿圏（京都・大阪・兵庫）の7都府県（指定都市・中核市含む）とその他指定都市・中核市）
- 待機児童数が100人以上減少した自治体の傾向をみると、自治体の保育の受け皿整備の取組みが待機児童の改善に表れている。

<待機児童数に100人以上増減のあった地方自治体>

1. 待機児童数が100人以上減少した地方自治体

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員数 増加数 (H29.4.1 H30.4.1)	申込者数 増加数 (H29.4.1 H30.4.1)	利用定員数 - 申込者数
			H30.4.1	H29.4.1	減少数			
1	大分県	大分市	13人	463人	450人	1,056人	520人	536人
2	東京都	世田谷区	486人	861人	375人	721人	950人	229人
3	東京都	大田区	250人	572人	322人	1,185人	395人	790人
4	岡山県	岡山市	551人	849人	298人	1,464人	403人	1,061人
5	東京都	目黒区	330人	617人	287人	753人	432人	321人
6	大阪府	大阪市	65人	325人	260人	3,105人	753人	2,352人
7	東京都	江東区	76人	322人	246人	536人	493人	43人
8	東京都	中野区	171人	375人	204人	503人	51人	452人
9	東京都	品川区	19人	219人	200人	630人	873人	243人
10	千葉県	習志野市	144人	338人	194人	503人	349人	154人
11	千葉県	市川市	385人	576人	191人	947人	523人	424人
12	沖縄県	沖縄市	264人	440人	176人	536人	325人	211人
13	沖縄県	浦添市	63人	236人	173人	601人	5人	596人
14	東京都	足立区	205人	374人	169人	872人	403人	469人
15	香川県	高松市	62人	224人	162人	530人	337人	193人
16	東京都	調布市	167人	312人	145人	869人	543人	326人
17	京都府	京田辺市	0人	140人	140人	50人	67人	17人
18	東京都	中央区	188人	324人	136人	534人	429人	105人
19	東京都	府中市	248人	383人	135人	470人	45人	515人
20	大阪府	豊中市	0人	121人	121人	1,034人	322人	712人
21	東京都	渋谷区	151人	266人	115人	574人	373人	201人
22	東京都	日野市	139人	252人	113人	420人	120人	300人
23	福島県	福島市	112人	223人	111人	1,104人	80人	1,024人
24	東京都	荒川区	80人	181人	101人	17人	13人	4人

2. 待機児童数が100人以上増加した地方自治体

	都道府県	市区町村	待機児童数			利用定員数 増加数 (H29.4.1 H30.4.1)	申込者数 増加数 (H29.4.1 H30.4.1)	利用定員数 - 申込者数
			H30.4.1	H29.4.1	増加数			
1	埼玉県	さいたま市	315人	0人	315人	1,229人	2,202人	973人
2	兵庫県	神戸市	332人	93人	239人	529人	675人	146人
3	東京都	国分寺市	202人	92人	110人	126人	260人	134人

<待機児童数の多い上位10地方自治体>

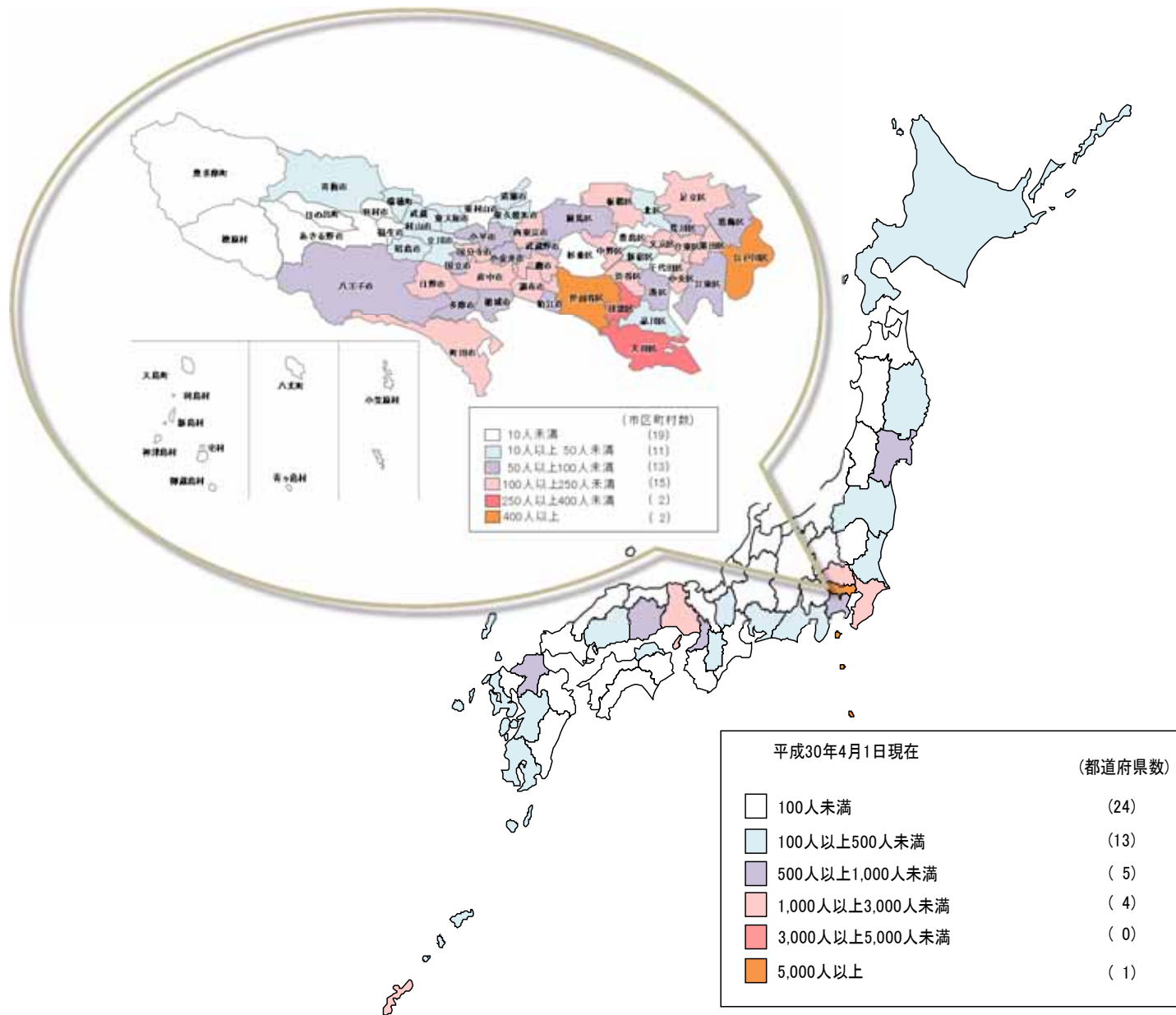
	都道府県	市区町村	平成30年4月 待機児童数
1	兵庫県	明石市	571人
2	岡山県	岡山市	551人
3	東京都	世田谷区	486人
4	東京都	江戸川区	440人
5	兵庫県	西宮市	413人
6	千葉県	市川市	385人
7	兵庫県	神戸市	332人
8	東京都	目黒区	330人
9	埼玉県	さいたま市	315人
10	沖縄県	沖縄市	264人

<待機児童数が100人以上で待機児童率の高い上位10地方自治体>

	都道府県	市区町村	平成30年4月 申込者数	平成30年4月 待機児童数	平成30年4月 待機児童率
1	沖縄県	南風原町	1,919人	194人	10.11%
2	沖縄県	西原町	1,218人	106人	8.70%
3	福岡県	筑紫野市	2,218人	181人	8.16%
4	兵庫県	明石市	7,149人	571人	7.99%
5	福岡県	大野城市	2,290人	173人	7.55%
6	沖縄県	南城市	1,951人	143人	7.33%
7	東京都	国分寺市	2,848人	202人	7.09%
8	千葉県	印西市	2,062人	133人	6.45%
9	東京都	目黒区	5,719人	330人	5.77%
10	沖縄県	うるま市	4,462人	236人	5.29%

※待機児童率＝待機児童数／申込者数

(参考)平成30年4月1日 全国待機児童マップ(都道府県別)



注:各都道府県には指定都市・中核市を含む。

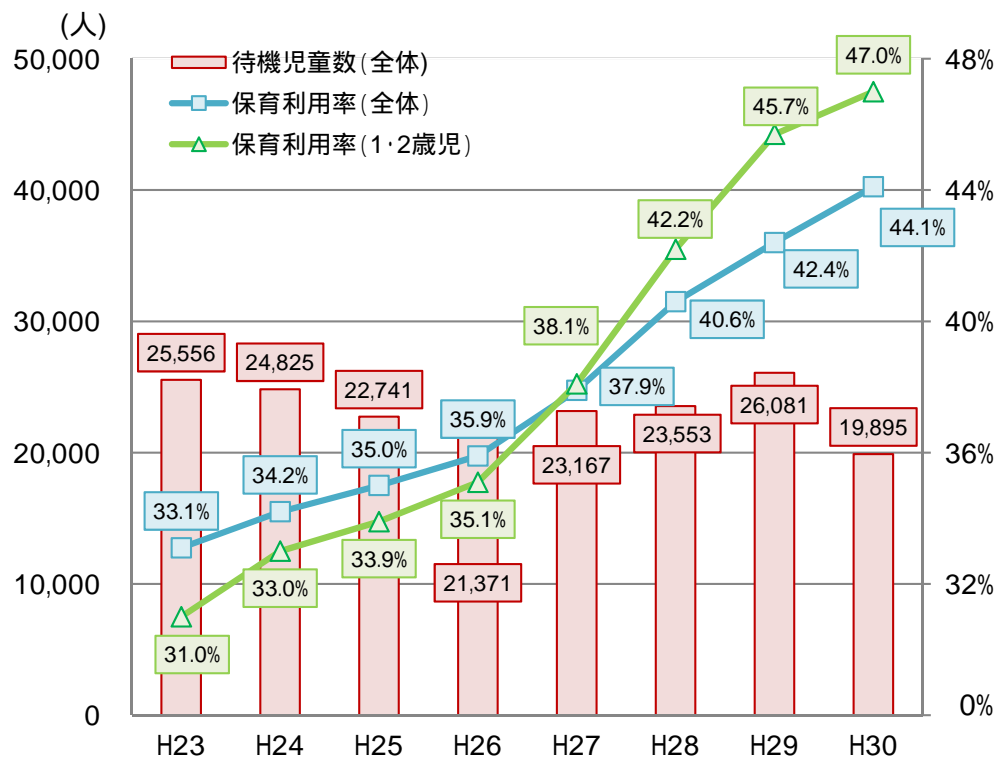
都道府県	待機児童数	待機児童率	参考	
			(H29) 待機児童数	増減
	人	%	人	人
北海道	129	0.16	65	64
青森県	0	0.00	0	0
岩手県	145	0.48	178	33
宮城県	613	1.43	790	177
秋田県	37	0.16	41	4
山形県	46	0.18	67	21
福島県	371	1.15	616	245
茨城県	386	0.68	516	130
栃木県	41	0.10	131	90
群馬県	28	0.06	2	26
埼玉県	1,552	1.23	1,258	294
千葉県	1,392	1.27	1,787	395
東京都	5,414	1.84	8,586	3,172
神奈川県	864	0.54	756	108
新潟県	1	0.00	2	1
富山県	0	0.00	0	0
石川県	0	0.00	0	0
福井県	18	0.07	0	18
山梨県	0	0.00	0	0
長野県	50	0.10	0	50
岐阜県	0	0.00	2	2
静岡県	325	0.49	456	131
愛知県	238	0.15	185	53
三重県	80	0.20	100	20
滋賀県	439	1.29	356	83
京都府	75	0.13	227	152
大阪府	677	0.38	1,190	513
兵庫県	1,988	1.83	1,572	416
奈良県	201	0.79	287	86
和歌山県	16	0.08	29	13
鳥取県	0	0.00	0	0
島根県	30	0.13	119	89
岡山県	698	1.49	1,048	350
広島県	207	0.32	186	21
山口県	36	0.14	100	64
徳島県	33	0.20	94	61
香川県	108	0.48	227	119
愛媛県	49	0.19	97	48
高知県	51	0.24	73	22
福岡県	995	0.82	1,297	302
佐賀県	33	0.14	34	1
長崎県	157	0.42	190	33
熊本県	182	0.32	275	93
大分県	13	0.05	505	492
宮崎県	63	0.19	36	27
鹿児島県	244	0.58	354	110
沖縄県	1,870	3.26	2,247	377
計	19,895	0.73	26,081	6,186

※ 待機児童率 = 待機児童数 / 申込者数

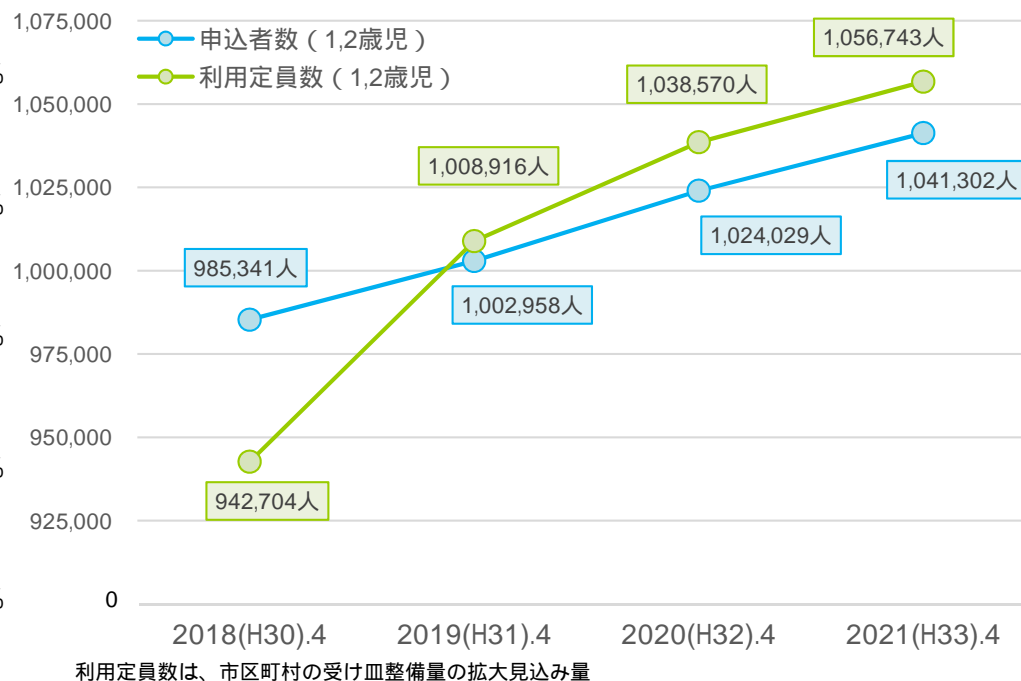
待機児童等の状況（年齢別）

- 保育利用率（利用児童数／就学前児童数）は年々上昇しており、1・2歳児の利用率は1年間で1.3ポイント上昇し、平成30年4月1日の保育利用率は47.0%となっている。
- 待機児童は1・2歳児に多く、全体の74.2%を占めており、今後も1・2歳児の受け皿拡大を中心に取組みを進めていく。

待機児童数及び保育利用率の実績の推移

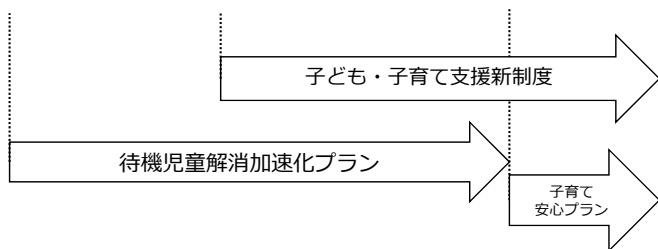


1・2歳児の申込者数及び保育の受け皿整備等の見込み



年齢別の待機児童数及び利用児童数

	30年待機児童数	30年利用児童数	保育利用率	就学前児童数
低年齢児(0~2歳)	17,626人 (88.6%)	1,071,261人 (36.6%)		2,923,000人
うち0歳児	2,868人 (14.4%)	149,948人 (15.6%)		963,000人
うち1・2歳児	14,758人 (74.2%)	921,313人 (47.0%)		1,960,000人
3歳以上児	2,269人 (11.4%)	1,543,144人 (51.4%)		3,003,000人
全年齢児計	19,895人 (100.0%)	2,614,405人 (44.1%)		5,926,000人



「子育て安心プラン」

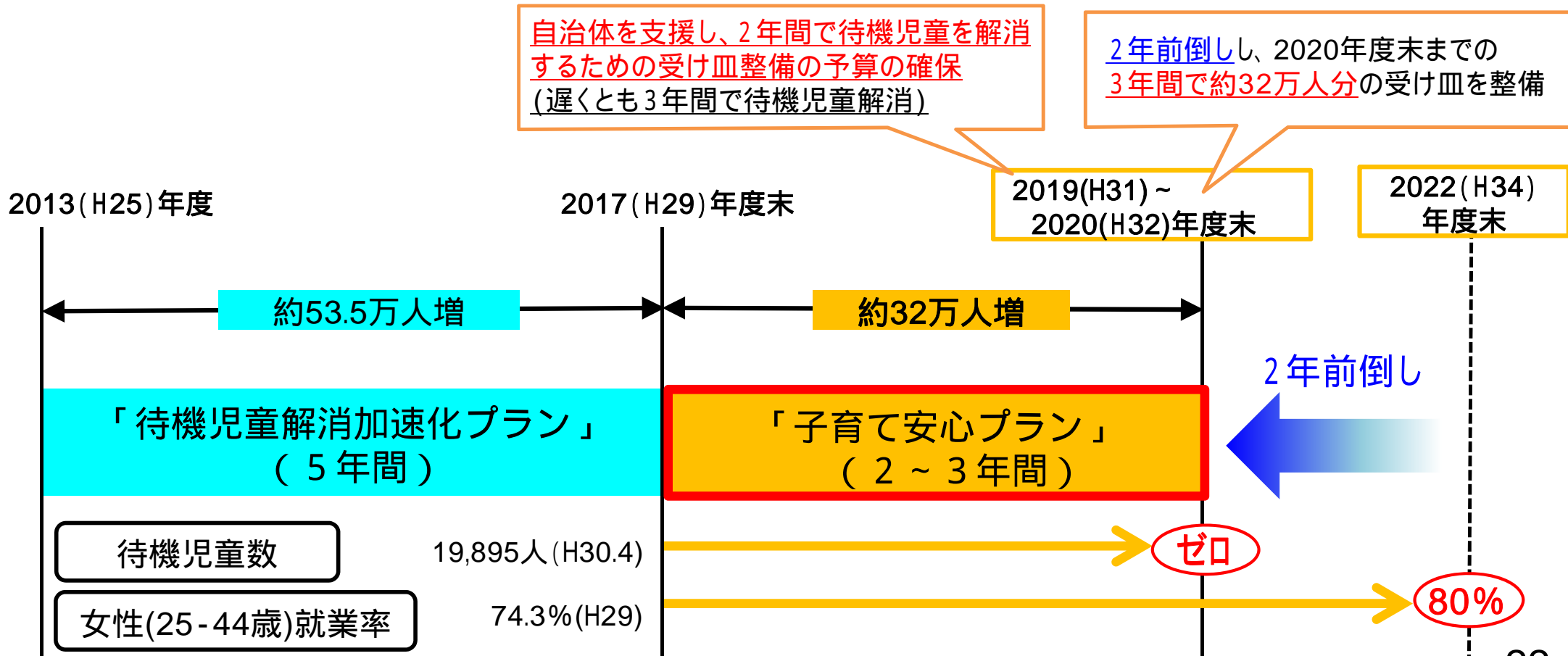
【平成29年6月2日公表】

【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を2018（平成30）年度から2019（平成31）年度末までの2年間で確保**。（遅くとも2020（平成32）年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、2020（平成32）年度末までの**3年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿整備**（当初5年間の計画を3年間に2年前倒し）。（参考）スウェーデンの女性就業率：82.5%（2016）



6つの支援パッケージの主な内容

1 保育の受け皿の拡大

～更なる都市部対策と既存施設の活用、多様な保育を推進する～

- ・都市部における高騰した保育園の賃借料への補助
 - ・大規模マンションでの保育園の設置促進
 - ・幼稚園における2歳児の受入れや預かり保育の推進
 - ・企業主導型保育事業の地域枠拡充など
 - ・国有地、都市公園、郵便局、学校等の余裕教室等の活用
 - ・家庭的保育の地域コンソーシアムの普及、小規模保育、病児保育などの多様な保育の受け皿の確保
 - ・市区町村ごとの待機児童解消の取組状況の公表
- ※市区町村における待機児童対策の取組状況（受け皿拡大量、各年4月1日の待機児童数等）を市区町村ごとに公表。
- ・保育提供区域ごとの待機児童解消の取組状況の公表
 - ・広域的保育園等利用事業の積極的な活用促進

2 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」

～保育補助者を育成し、保育士の業務負担を軽減する～

- ・処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築
- ・保育補助者から保育士になるための雇上げ支援の拡充
- ・保育士の子どもの預かり支援の推進
- ・保育士の業務負担軽減のための支援

3 保護者への「寄り添う支援」の普及促進

～更なる市区町村による保護者支援を行う～

- ・「保育コンシェルジュ」による保護者のための出張相談などの支援拡大
- ・待機児童数調査の適正化

4 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」

～認可外保育施設を中心とした保育の質を確保する～

- ・地方単独保育施設の利用料支援
- ・認可外保育施設における事故報告等と情報公表の推進
- ・災害共済給付の企業主導型保育、認可外保育施設への対象拡大

5 持続可能な保育制度の確立

- ・保育実施に必要な安定財源の確保

6 保育と連携した「働き方改革」

～ニーズを踏まえた両立支援制度の確立を目指す～

- ・男性による育児の促進
- ・研究会を開催し育児休業制度の在り方を総合的に検討

本日の話題

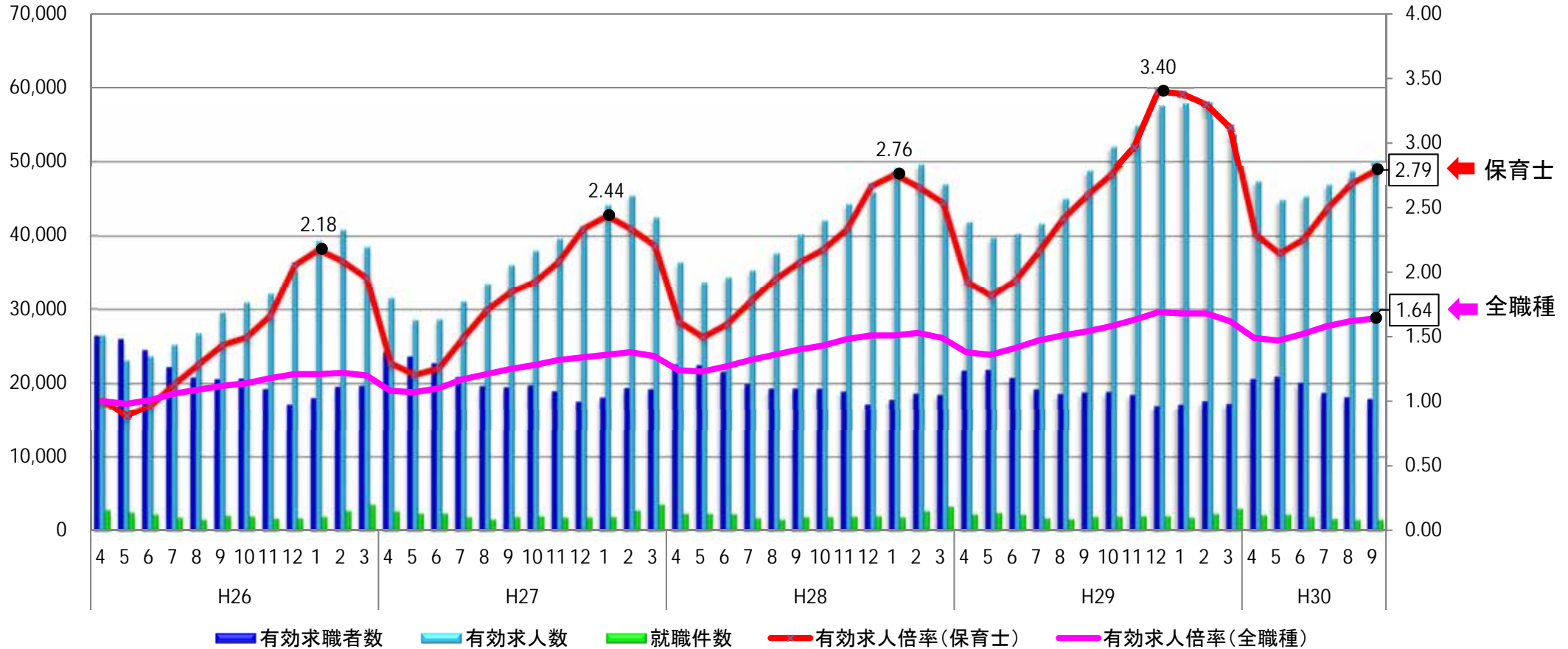
1 . 社会保障・税の一体改革と 子ども・子育て支援新制度

2 . 保育をめぐる動向と取組み

- (1) 保育の現状
- (2) 待機児童対策
- (3) 保育人材の確保・育成
- (4) 幼児教育無償化
- (5) 保育の質の確保・向上

保育士の有効求人倍率の推移（全国）

○ 直近の平成30年9月の保育士の有効求人倍率は2.79倍（対前年同月比で0.19ポイント上昇）となっており、高い水準で推移している。

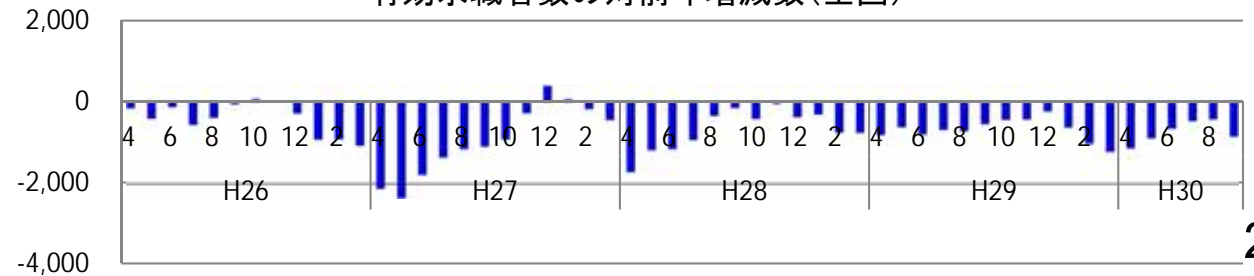


（出典）一般職業紹介状況（職業安定業務統計）（厚生労働省）

※保育士の有効求人倍率について、各年度の最も高い月の数値を記載している。

※全職種の有効求人倍率は、実数である。

有効求職者数の対前年増減数（全国）



保育人材の確保に向けた総合的な対策

「子育て安心プラン」に基づく約32万人分の保育の受け皿整備に伴い、保育の担い手となる保育人材(新たに約7.7万人)を確保するため、処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

【養成校ルート】

保育士修学資金貸付の実施(養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け)【27補正】

- ・卒業後、5年間の実務従事により返還を免除
- ・学費 5万円(月額)など

保育士資格取得支援事業の拡充(保育園等で働きながら養成校の卒業による資格の取得を目指す方への授業料の補助)

- ・補助対象者を常勤職員から非常勤職員を含む全職員に拡大【30予算】

【保育士試験ルート】 年2回の試験を実施(27年度:4府県で実施 29年度:全ての都道府県で実施)

保育士試験による資格取得支援事業の拡充(保育士試験の合格による資格の取得を目指す方への教材費等の補助)

- ・支給対象期間を拡大(試験の1年前までに要した費用 試験の2年前までに要した費用)【30予算】

就業継続支援

保育園等におけるICT化の推進

- ・保育士の業務負担を軽減するため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務をICT化するためのシステムの導入費用を支援する。【29補正】

保育補助者の雇い上げ支援の拡充(保育士の業務を補助する方の賃金の補助)

- ・研修受講要件を緩和し、保育人材の裾野を拡大(子育て支援員研修の受講 保育園等での実習)【30予算】
- ・補助基準額の引き上げ(1施設1名分(221.5万円) 定員121人以上の施設:2名分(443万円))【30予算】

保育体制強化事業の拡充(清掃等の業務を行う方の賃金の補助)

- ・実施主体の拡大(待機児童解消加速化プラン参加市区町村 全ての市区町村)等【30予算】

保育士宿舍借り上げ支援(補助額:1人当たり月額8.2万円(上限))

- ・対象者の拡大(採用から5年以内の者 採用から10年以内の者)【29予算~】

離職者の再就職支援

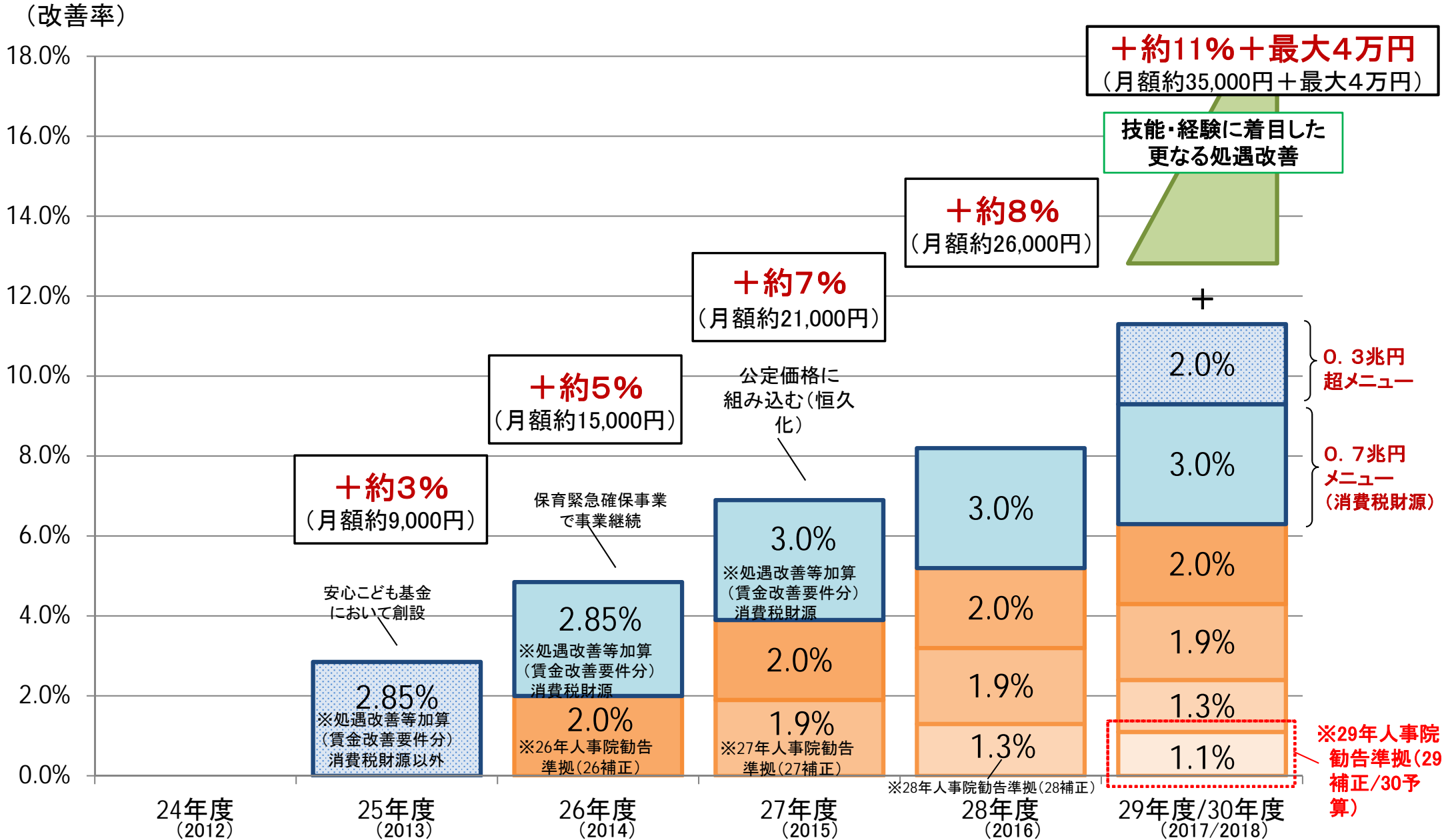
保育士・保育所支援センター(潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援(職業紹介)を実施)

- ・マッチング支援を行うコーディネーターの追加配置(1名 2名)【29予算~】

就職準備金貸付事業(再就職する際等に必要となる費用を貸し付け、2年間勤務した場合、返還を免除)

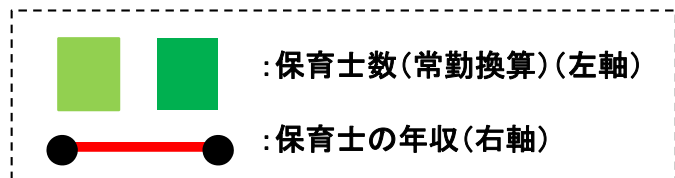
- ・貸付額の上限を引き上げ(20万円 40万円)【28補正~】

保育士等の処遇改善の推移



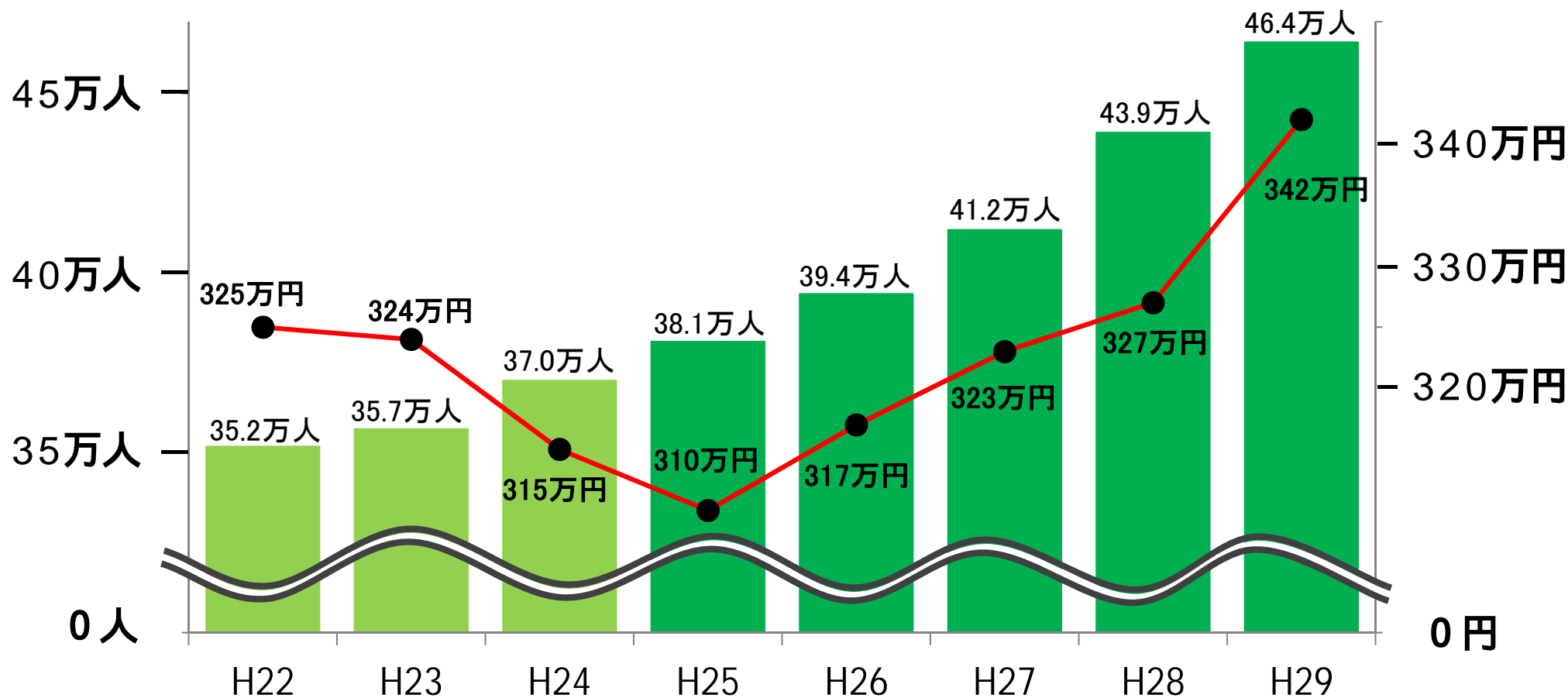
※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

「保育士数」と「保育士の年収」の推移



「待機児童解消加速化プラン」
保育を支える保育人材の確保

さらなる
待遇改善策



- ※ 「保育士数」は「社会福祉施設等調査(厚生労働省)」による、各年10月1日時点の保育施設に従事する保育士の数(常勤換算従事者数)。
- ※ 平成27年以降は、保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭、講師を含む)及び小規模保育事業所における保育従事者及び家庭的保育者のうち、保育士資格保有者の数を含む。
- ※ 「保育士の年収」は、「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」における各年6月の月収と前年の賞与から算出。

保育士と全産業の賃金比較(月額)

(単位：万円)

		きまって支給する現金給与額 (基本給・諸手当・超勤額)	+	賞与	=	賃金月額
保育士	(女性)	22.8 (22.2)		5.5 (4.9)		28.3 【年収340万】 (27.1) 【年収325万】
	(男女)	23.0 【年収276万】 (22.3) 【年収268万】		5.5 (4.9)		28.5 (27.2)
						差額：3.2万円 (4.3万円) ⇒まずはこの解消を 目指す(注1)
全産業	(女性)	26.4 (26.3)		5.1 (5.1)		31.5 (年収378万) (31.4) (年収376万)
	(男女)	33.4 【年収401万】 (33.4) 【年収400万】		7.5 (7.5)		40.9 (40.8)
						差額：10.4万円 (11.0万円) ⇒指摘されている 処遇格差

<平成29年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)をもとに算出>

(注1) 保育士の94%程度が女性であることを踏まえ、女性の賃金月額で比較。

(注2) 上記数字は月額であり、賞与は12で割った数。

(注3) 括弧書きは平成28年賃金構造基本統計調査をもとに算出した額。

(注4) 上記の額は四捨五入を行っているため、それぞれの額の差や合計が一致しないものがある。

保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

**研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築**

<標準規模の保育園(定員90人)の職員数>
公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

新たな名称はすべて仮称

園長
<平均勤続年数24年>

主任保育士
<平均勤続年数21年>

新 キャリアアップ研修の創設

以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

乳児保育 幼児教育
障害児保育 食育・アレルギー
保健衛生・安全対策
保護者支援・子育て支援
保育実践 マネジメント

研修の実施主体:都道府県等

研修修了の効力:全国で有効

研修修了者が離職後再就職
する場合:以前の研修修了の
効力は引き続き有効

新 副主任保育士 ライン職

新 専門リーダー スタッフ職

月額4万円の処遇改善 標準規模の園で5人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 職務分野別リーダー

月額5千円の処遇改善 標準規模の園で3人
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記 ~)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダーとしての発令
乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
同一分野について複数の職員に発令することも可能

保育士等 <平均勤続年数8年>

各保育園、認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可

上記処遇改善の対象施設等は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。

「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

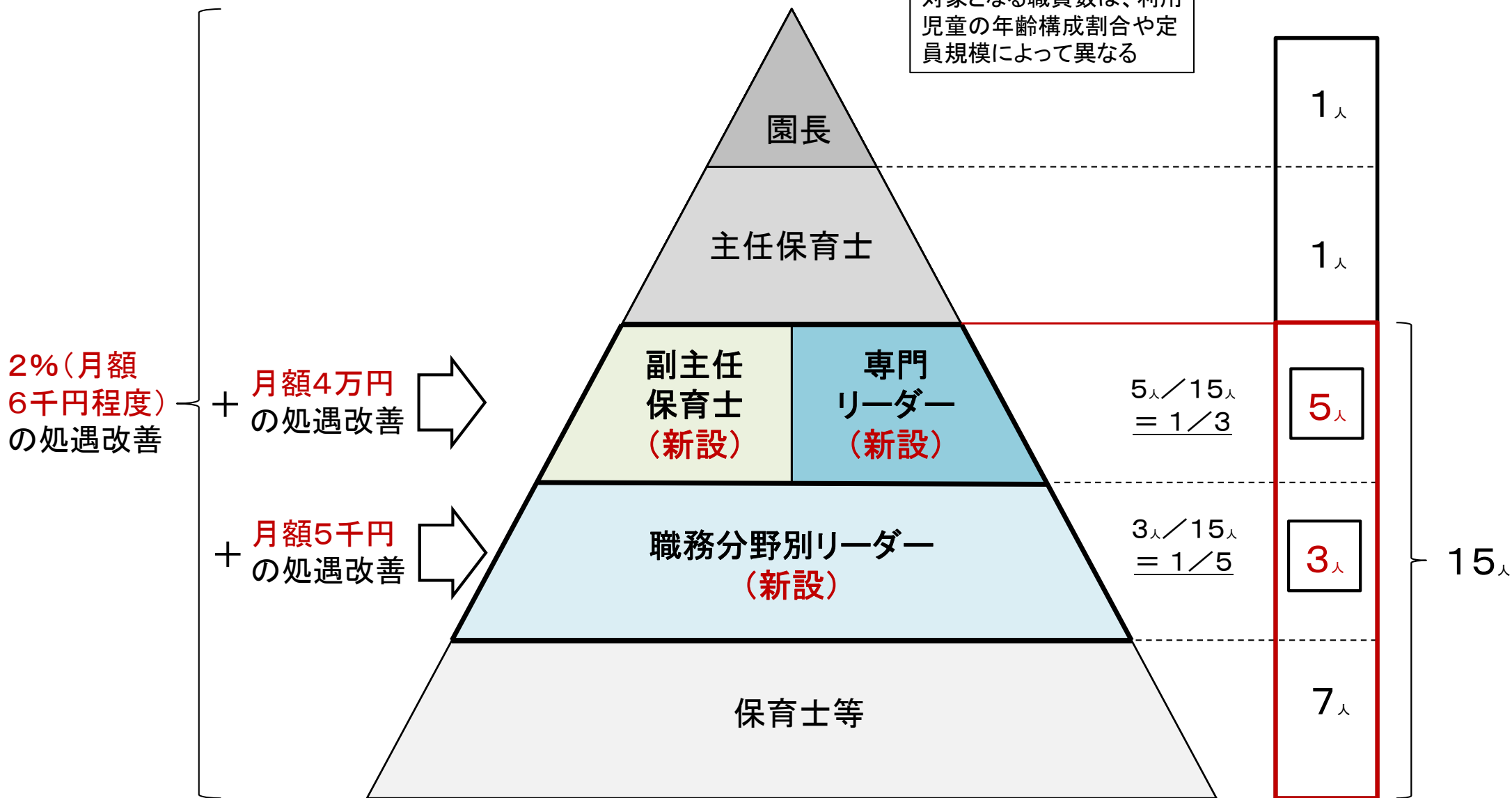
このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して**2%(月額6千円程度)**の処遇改善を実施

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層(イメージ)

<定員90人(職員17※人)のモデル(公定価格前提)の場合>

※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人

対象となる職員数は、利用児童の年齢構成割合や定員規模によって異なる



平成30年度における処遇改善等加算 の運用の見直し【保育所をモデルとした場合】

保育士等が専門性の向上を図り、技能・経験に応じてキャリアアップできる組織体制の整備を目指す。
各保育園における人員配置や賃金体系の実情を踏まえ、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善等加算 について、運用の柔軟化を図る。

目指すべき保育園の組織体制

(括弧内の人数は、定員90人(職員17人)の保育園モデルの場合)

例えば、0～2歳児担当、3～5歳児担当などの「副主任保育士」又は「専門リーダー」を配置(2人以上)

(定員規模に応じた人数は、別紙参照)

副主任保育士：3つ以上の専門分野及びマネジメントの研修を修了した者

専門リーダー：4つ以上の専門分野の研修を修了した者

加えて、乳児保育、幼児教育、障害児保育など、専門6分野ごとに「職務分野別リーダー」(兼務可)を配置(3人以上)

職務分野別リーダー：1つ以上の専門分野の研修を修了した者

処遇改善等加算 の加算要件は、研修の受講を促進し、2022年度を目途に、研修受講の必須化を目指す。

(2021年度までは研修の受講要件を課さず、2022年度開始までに、研修の受講状況を踏まえ、必須化時期を確定)

園長

主任保育士

副主任保育士

【例えば、0～2歳児担当】

副主任保育士

【例えば、3～5歳児担当】

専門リーダー

職務分野別リーダー

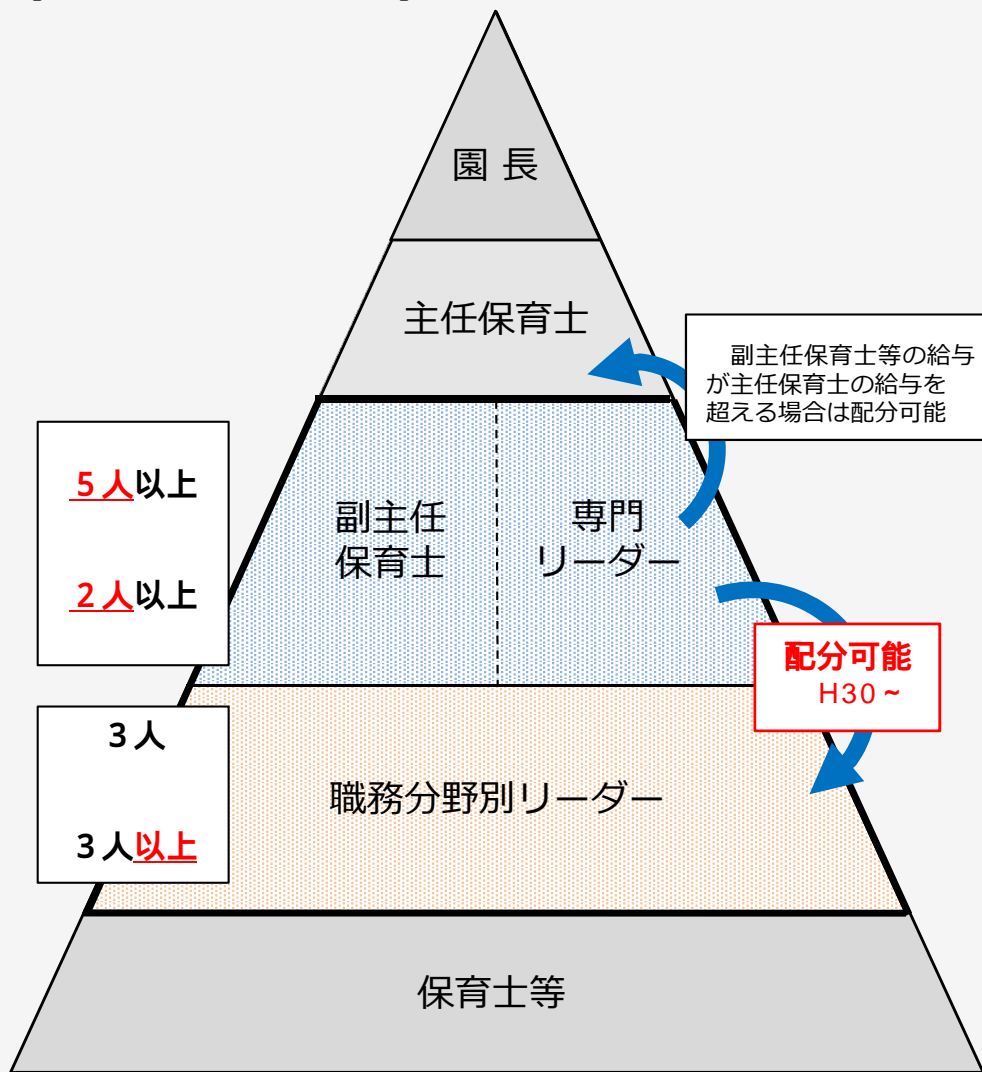
乳児保育、 幼児教育、 障害児保育、 食育・アレルギー対応、 保健衛生・安全対策、 保護者支援・子育て支援

平成30年度における処遇改善等加算 の配分方法の見直し

<定員90人(職員17人)の保育園モデルの場合>

※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人

(配分方法の見直し)



< 副主任保育士又は専門リーダー：加算額20万円(4万円×5人) >

20万円のうち、12万円は副主任保育士又は専門リーダーのみに配分可能(配分人数及び額は事業者において判断)

【改善点1】

12万円については、**職務分野別リーダーにも配分可能**

< 職務分野別リーダー：加算額1.5万円(5千円×3人) >

3人の**職務分野別リーダー**に月額5千円

【改善点2】

3人以上の職務分野別リーダーに**月額5千円以上**(ただし、副主任保育士等への一番低い加算額を超えない額)

同一事業者内での保育園間の配分は不可

【改善点3】

加算額21.5万円(20万円+1.5万円)の**20%**について、**同一事業者内で保育園をまたぐ配分が可能**(**2022年度までの時限措置。同一事業者内全体での処遇改善を確認。**)

保育士等キャリアアップ研修ガイドラインの概要

保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中堅までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行うリーダー的な役割を与えられて職務にあたり、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るため、研修機会を充実させることが重要。

保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修について、一定の水準を確保するため、研修の内容や研修の実施方法など、必要な事項を定めるガイドラインを策定。（「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知））

実施主体

- ・ 都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関
都道府県が適当と認める団体に委託することも可能。
研修実施機関は、市区町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体に限る。

研修分野・対象者

【専門分野別研修】

乳児保育、幼児教育、障害児保育、食育・アレルギー対応、保健衛生・安全対策、保護者支援・子育て支援

<対象者>

- ・ 保育所等の保育現場において、各専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

【マネジメント研修】

<対象者>

- ・ 各分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

【保育実践研修】

<対象者>

- ・ 保育所等の保育現場における実習経験の少ない者（保育士試験合格者等）又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者（潜在保育士等）

指定手続き

- ・ 研修実施機関は、研修会場の所在地の都道府県に指定の申請を行うものとする。
- ・ 指定を受けた研修について、翌年度にも実施しようとする場合、届出書を提出することにより、翌年度も引き続き指定の効力を有する。

研修時間

- ・ 1分野15時間以上とする。

講師

- ・ 指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して、十分な知識及び経験を有すると都道府県知事が認める者

研修修了の評価

- ・ 研修修了の評価については、15時間以上の研修の受講を確認するとともに、研修の受講後にレポートを提出させるなど、研修内容に関する知識及び技能とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認するものとする。

研修修了の情報管理

- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に対し、修了証を交付する。（修了証は全国で有効。）
- ・ 都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の情報管理を行うこととし、保育士登録番号や氏名、生年月日、住所等を記載した研修修了者名簿を作成する。

本日の話題

1 . 社会保障・税の一体改革と 子ども・子育て支援新制度

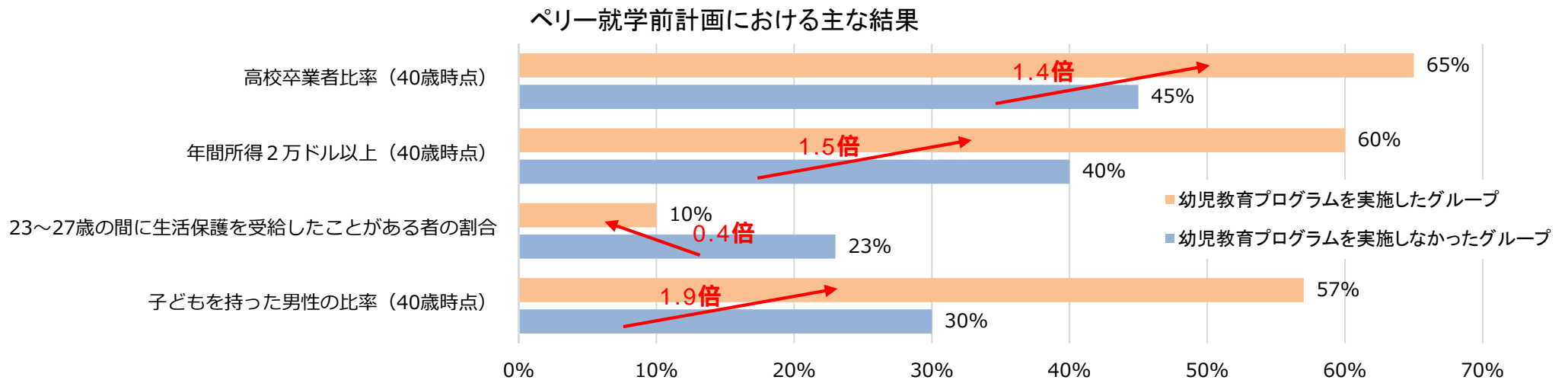
2 . 保育をめぐる動向と取組み

- (1) 保育の現状
- (2) 待機児童対策
- (3) 保育人材の確保・育成
- (4) 幼児教育無償化
- (5) 保育の質の確保・向上

幼児教育の効果

○幼児教育は、生涯にわたる人格形成や教育の基礎を培う重要なもの。幼児教育を受けたことにより、将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等の効果が著しいとする有名な研究結果がある。

《幼児教育の効果に関する研究例:ペリー就学前計画》



出典: Lawrence J. et al.(2005) “The High/Scope Perry Preschool Study Through Age 40:Summary, Conclusions, and Frequently Asked Questions” High/Scope Press より作成

○ペリー就学前計画の調査概要:

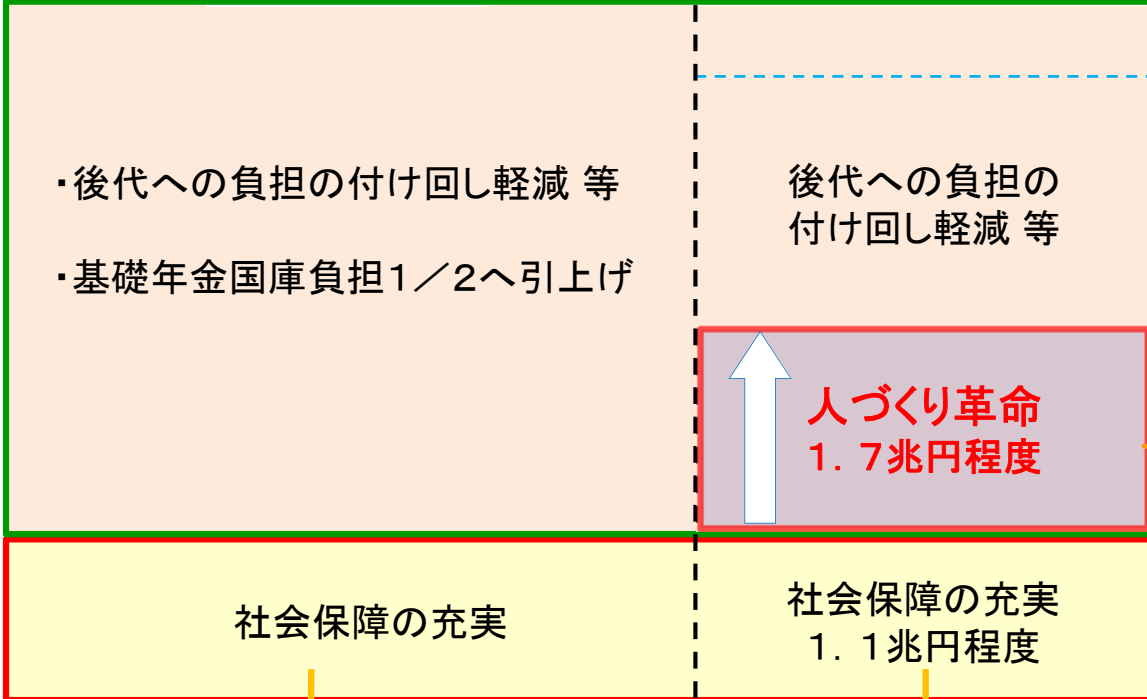
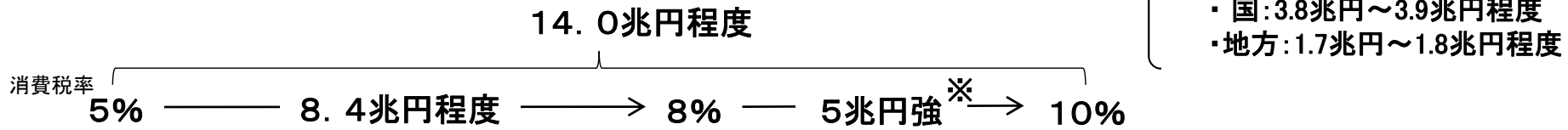
1962~67年に低所得者層のアフリカ系アメリカ人の子供(3, 4歳児)を対象に、幼児教育プログラムを実施(1日2.5時間、2年間)し、その後、追跡調査を実施(3~11歳(毎年)、14歳、15歳、19歳、27歳、40歳時点)。

○幼児教育に対するジェームズ・ヘックマン シカゴ大学教授(ノーベル経済学賞受賞者)の主張:

社会的成功には、IQや学力といった認知能力だけでなく、根気強さ、注意深さ、意欲、自信といった非認知能力も不可欠。幼少期の教育により、認知能力だけでなく、非認知能力も向上させることができる。

消費税率5%引上げによる社会保障の充実・安定化の全体像

※消費税率2%引上げ分の国・地方配分額
 ・国:3.8兆円～3.9兆円程度
 ・地方:1.7兆円～1.8兆円程度



軽減税率導入に伴う減収 1兆円程度

<平成24年1月時点の使い道>
 後代への負担の付け直し軽減
 ・国債の発行抑制
 ・臨時財政対策債の縮減 等

↓ 使い道を変更

<平成29年12月 使い道変更>
人づくり革命
 ・ 幼児教育無償化
 ・ 高等教育無償化
 ・ 保育の受け皿前倒し整備 (約32万人分増加)
 ・ 保育士・介護職員の処遇改善

これまでに実施している社会保障の充実

- ・ 保育の受け皿整備(約50万人分増加)
- ・ 介護職員の人材確保・処遇改善
- ・ 国保の財政基盤強化
- ・ 年金受給資格期間の短縮 (25年→10年)

実施予定の社会保障の充実

- ・ 低所得者の介護保険料(1号)を軽減 (完全実施)
- ・ 低所得高齢者の暮らしを支援 (一人当たり月5千円等の給付金支給)

幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化について

- 子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから取り組むもの。
- 「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（2018年6月15日閣議決定）において、以下の方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日からの実施を目指すこととされている。
- 具体的な手続き等については、現在検討が行われているところ。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料を無償化。
 - * 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化(上限月額2.57万円)。
 - * 実費として徴収されている費用(通園送迎費、食材料費、行事費など)は、無償化の対象外。
 - * 幼稚園(4時間程度)については満3歳(3歳になった日)から、保育所については3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から無償化。その他の施設等については、上記取扱いも踏まえて、検討が行われているところ。
- 0歳から2歳児の子供たちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化。

【対象施設・サービス】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象。

最優先の課題である待機児童解消の実現に向けては、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進める。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園の預かり保育を利用する子供たちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化（上限月額2.57万円）に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。

認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含む。

認可外保育施設等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 認可外保育施設等を利用する子供たちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化。
- 0歳から2歳児の子供たちについては、住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。

【対象施設・サービス】


- 認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指す。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業が対象。
- 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

いわゆる「障害児通園施設」を利用する子供たち

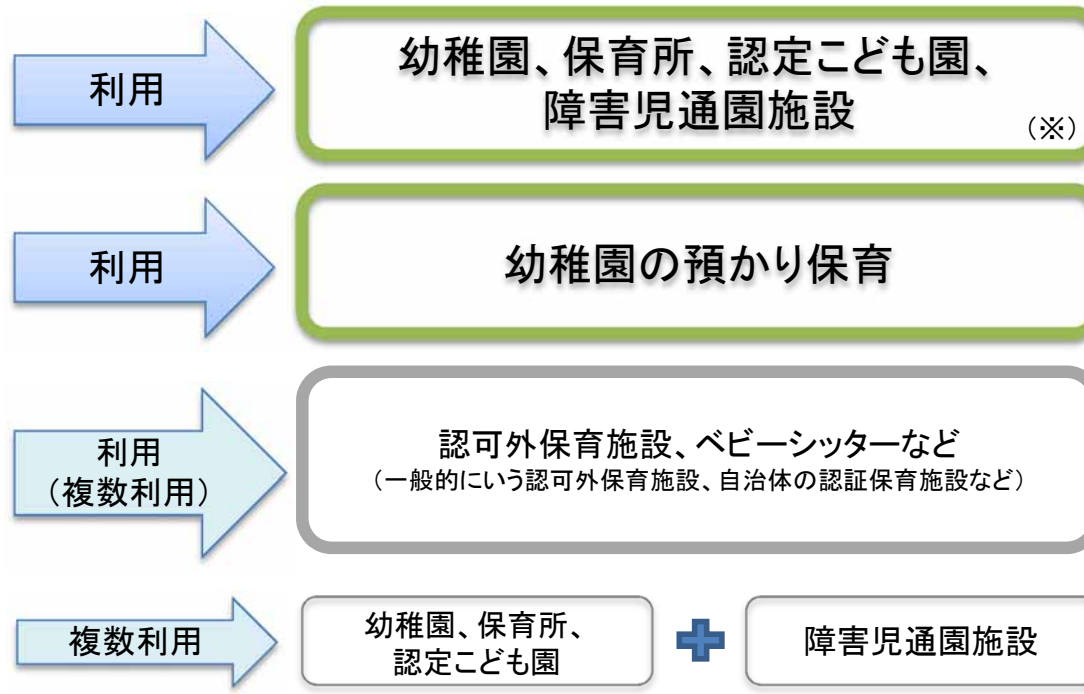
【対象者・利用料】

- 就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子供たちについて、利用料を無償化。
* 3歳から5歳が対象（なお、0歳から2歳児の住民税非課税世帯については、既に無償となっている）。
- 幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象。

幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）


3歳～5歳
〔保育の必要性の認定事由に該当する子供〕

- ・共働き家庭
- ・シングルで働いている家庭など




無償
(幼稚園は月2.57万円まで)

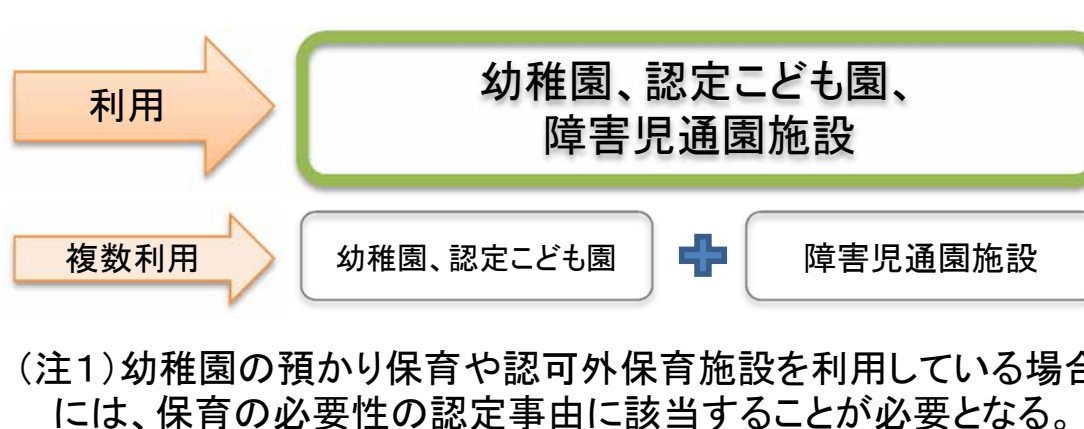
幼稚園保育料の無償化 (月2.57万円まで)に加え、月1.13万円 (月3.7万円との差額)まで無償

月3.7万円まで無償

ともに無償
(幼稚園は月2.57万円まで)


3歳～5歳
〔上記以外〕

- ・専業主婦(夫)家庭 など



無償
(幼稚園は月2.57万円まで)

ともに無償
(幼稚園は月2.57万円まで)

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。() 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。

平成30年度における特定教育・保育施設等の利用者負担(月額)

平成30年度予算に基づき国が定める利用者負担の上限額基準(国庫(都道府県)負担金の精算基準)は、以下のとおり。

教育標準時間認定の子ども
(1号認定)

保育認定の子ども
(2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担	階層区分	利用者負担		利用者負担	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	0円	①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
②市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含 む) (～約270万円)	3,000円 〔0円〕	②市町村民税 非課税世帯 (～約260万円)	6,000円 〔0円〕	6,000円 〔0円〕	9,000 円 〔0円〕	9,000円 〔0円〕
③市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (～約360万円)	10,100円 〔3,000円〕	③所得割課税額 48,600円未満 (～約330万円)	16,500円 〔6,000円〕	16,300円 〔6,000円〕	19,500円 〔9,000円〕	19,300円 〔9,000円〕
④市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (～約680万円)	20,500円	④所得割課税額 57,700円未満 〔77,101円未満〕 (～約360万円)	27,000円 〔6,000円〕	26,600円 〔6,000円〕	30,000円 〔9,000円〕	29,600円 〔9,000円〕
⑤市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円～)	25,700円	97,000円未満 (～約470万円)	27,000円	26,600円	30,000 円	29,600円
		⑤所得割課税額 169,000円未満 (～約640万円)	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
		⑥所得割課税額 301,000円未満 (～約930万円)	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
		⑦所得割課税額 397,000円未満 (～1,130万円)	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
		⑧所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円～)	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

多子カウント年齢制限なし
" 有り(小学校3年生以下)

多子カウント年齢制限なし
" 有り(小学校就学前)

- 〔 〕書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。
- 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
- 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃し、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降については0円とする。
- 給付単価を限度とする。
- 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

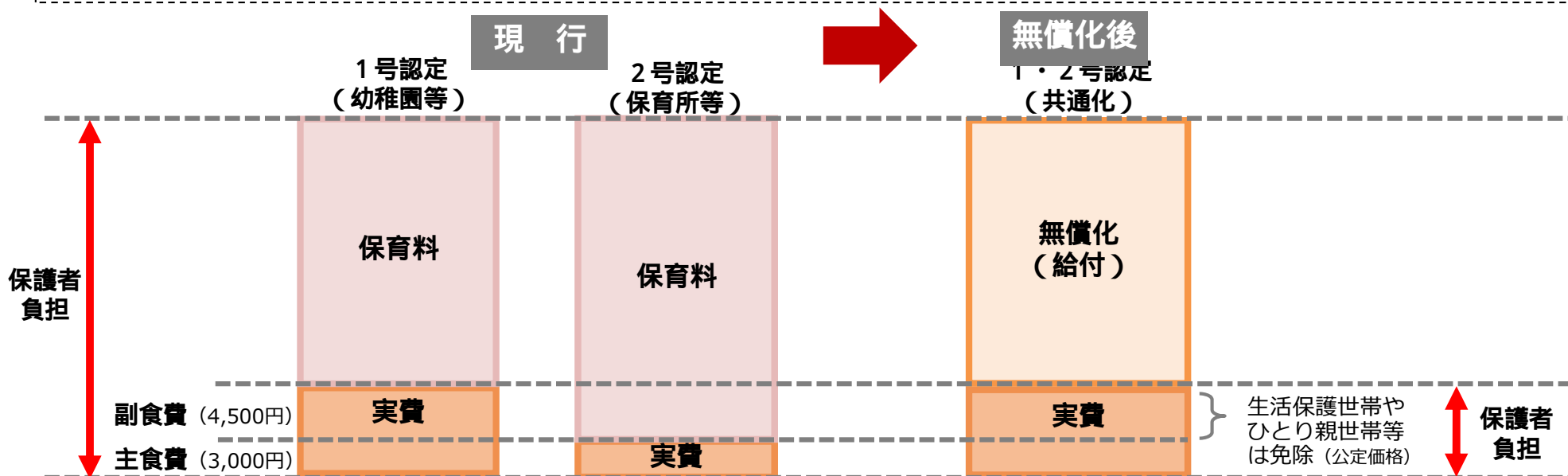
1. 幼児教育無償化に伴う食材料費の見直し

(平成30年11月30日子ども・子育て会議 資料1より)

(1) 食材料費(副食費)の取扱いに関する方向性(案)

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 1号認定子ども(幼稚園等)・2号認定子ども(保育所等(3~5歳))は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収(現在の主食費の負担方法)を基本とする。(負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。)
 - 生活保護世帯やひとり親世帯等(※)については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する(現物給付)。
※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子
 - さらに、副食費の免除対象の拡充等の措置を検討する。
- 3号認定子ども(保育所等(0~2歳))は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



(2) 取扱いの見直しに関する周知等

- 特に利用調整により利用施設が決まる2号認定子ども（保育所等（3～5歳））について、食材料費の負担が著しく高額になることなどが無いよう方策を検討する。
- 食材料費の取扱いの見直しや、生活保護世帯やひとり親世帯等への免除の拡充について、わかりやすい周知用資料を作成するなどして、保護者に向けて丁寧な周知を行う。
- 食育は保育の重要な要素であることを踏まえ、食材料費の「見える化」による保護者の関心の高まりや施設の説明責任の明確化を通じ、アレルギー対応や保護者への栄養に関する助言など、食育の充実につなげる方策を検討する。
- 新制度未移行幼稚園における食材料費（副食費）についても、低所得者への負担軽減措置を検討する。

(参考) 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」(平成30年5月)(抜粋)

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

2. その他の課題

(1) 2019年度公定価格の対応の方向性(案)

保育所等の体制充実

- 食育の充実につなげる方策の一環として、保育所等の保育士や栄養士の体制充実を図る。

処遇改善の推進等

- 2019年4月から1%（月3000円相当）の賃金引上げ。
※「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）
- 2019年10月からの消費税率引上げ（8%→10%）に伴う公定価格の引上げ。

職員配置の実態に応じた加算化

- 1号認定子ども（幼稚園等）の基本分単価に含む非常勤講師の配置について、配置実態を踏まえ、実際に配置がある場合の加算とする。

※財政制度等審議会指摘（平成30年10月9日）

子ども・子育て会議の指摘を踏まえた運用改善（居宅訪問型保育事業）

- 居宅訪問型保育事業について、利用実態を踏まえ、給付方法の運用の見直しを図る。

(2) 上記以外の事項

来年度実施予定の次回経営実態調査の結果等に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行後5年の見直しの議論も加味し、2020年度の公定価格における対応を検討。

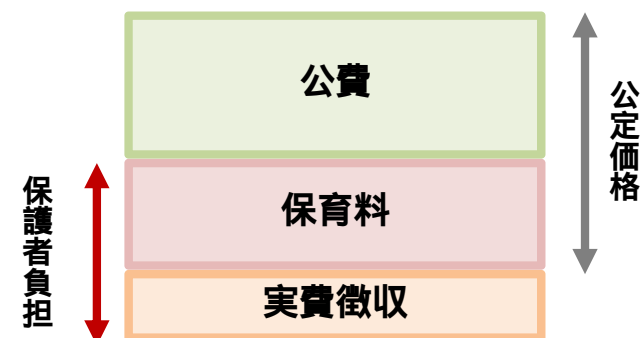
(参考2) 現行制度における食材料費の取扱い(概要)

(1) 保護者の自己負担の方法

保育料 保護者が施設(保育所は市町村)に支払う(子ども・子育て支援法)。

実費徴収 保護者が施設に実コストに応じて支払う(運営基準)。

- ・ 日用品・文房具等、行事参加費用、食事提供費用、通園送迎費用 等
- ・ 事前の明示、同意



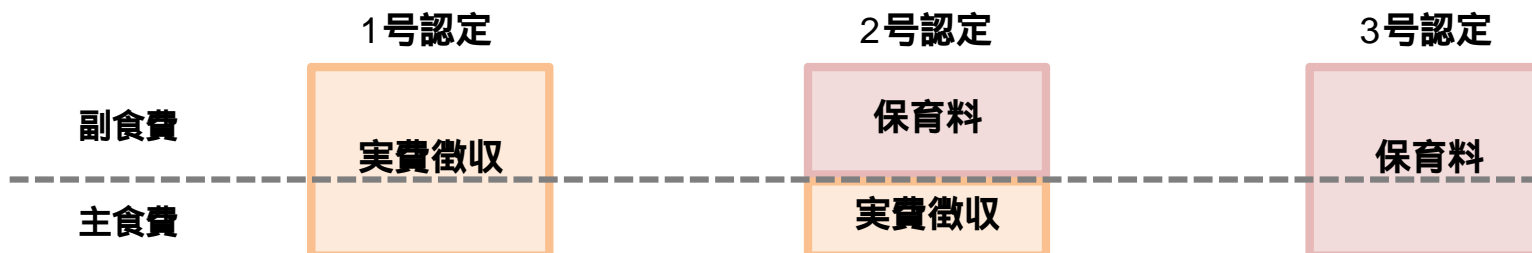
(2) 低所得者等の負担減免(地方単独事業による軽減を除く。)

保育料 生活保護世帯等を減免、世帯所得に応じた金額設定(子ども・子育て支援法施行令)。

実費徴収 生活保護世帯等に市町村が助成(子ども・子育て支援法に基づく補足給付事業)。

(3) 支給認定区分による食材料費の負担方法の違い(地方単独事業による軽減を除く。)

給食費のうち食材料費は、生活保護世帯等を除き、保護者の自己負担が原則。新制度の認可施設・事業所では、1号～3号認定の支給認定区分により負担方法が異なっている。



※1 2・3号認定については、昭和24年の保育所給食制度の開始当初から、措置費に給食費を追加し、その措置費を負担能力のある者から徴収していた。

※2 1～3号認定のいずれについても、人件費は公費負担。

※3 食材料費に係る月額保育料の内訳は、主食費3,000円、副食費4,500円。

幼児教育無償化に係る財政措置等について(案)

(平成30年12月3日教育無償化に関する国と地方の協議資料1より)

幼児教育無償化に係る財政措置等については、「幼児教育無償化に係る国・地方の負担割合の基本的な考え方(案)」をベースとして、以下の方針で対応する。

幼児教育無償化の実施に要する経費について

- 消費税10%への引上げに伴い地方へ払い込まれる地方消費税の増収分が平成31年度(初年度)は僅かであることを踏まえ、幼児教育無償化の実施に当たって、初年度に要する経費について全額国費による負担とする。
- また、幼稚園(未移行園)及び新たに無償化の対象となる認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の負担割合について、子ども・子育て支援は全ての構成員が各々の役割を果たすことが求められるという子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。
幼稚園(未移行園)については、今般の幼児教育無償化の実施に併せ、現行の段階的無償化に係る負担割合についても、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

幼児教育無償化の実施に要する事務費について

- 幼児教育無償化の実施に当たって、初年度(平成31年度)及び2年目(平成32年度)の導入時に必要な事務費について全額国費による負担とする。さらに、新たに無償化の対象となる認可外保育施設等に係る事務費については、経過措置期間(~平成35年度)に係る費用相当額を、引き続き、全額国費で負担するべく手当て。

幼児教育無償化の実施に要するシステム改修費について

- システム改修経費については、平成30年度予算で既に192億円を計上しており、この予算を活用して、小規模な市町村に配慮しつつ、適切な配分となるよう努める。

幼児教育無償化の実施に係る地方財政計画及び地方交付税の対応について

- 幼児教育無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入する。

認可外保育施設の質の確保・向上について

- 児童の福祉の確保を目的とする現行の児童福祉法に基づく都道府県（指定都市・中核市を含む。以下同じ）の指導監督の充実等を図る。具体的には、以下の取組を行う。
 - ・ 届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知（例：親族間や友人・隣人の預かりは届出対象外）
 - ・ 現行の児童福祉法に基づく都道府県による指導監督の徹底等
 - ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たし、さらに認可施設に移行するための支援
 - ・ ベビーシッターの指導監督基準の創設
- 無償化給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、保護者への償還払い手続き、無償化給付に必要な範囲での施設への関与等について、事務負担に十分配慮しつつ検討し、必要な法制上の措置を講ずる。
- 無償化給付の実施に伴い、市町村においては、無償化給付の対象者が利用する認可外保育施設等を把握する必要があることから、都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策を講ずる。
- 上記の具体化に向けて、内閣府・文部科学省・厚生労働省と、都道府県・市町村の実務者による検討の場を設置し、子どもたちの教育・保育環境の安全確保の観点から、幅広く検討する。その際、国と地方が十分な協議を行い、結論を得る。
- 無償化法の附則に、「法律の施行後2年を目途として、経過措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」旨の見直し検討規定を置く。

幼児教育の無償化に関する協議の場の設置について

- 認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、内閣府・文部科学省・厚生労働省と地方自治体のハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場を設置する。

幼児教育無償化に係る国・地方の負担割合の基本的な考え方（案）

幼児教育無償化の財源は、消費税率引上げに伴い国と地方へ配分される増収分を活用。

【国・地方の負担割合】

1：現行制度があるもの

今回の無償化の実現に当たっては、現行制度の負担割合と同じ負担割合とする。ただし、幼稚園（未移行園）に係る負担割合については、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

2：それ以外

今般の幼児教育無償化の実施により、新たに無償化の対象となる認可外保育施設、預かり保育、ファミリー・サポート・センター事業等の負担割合について、子ども・子育て支援は全ての構成員が各々の役割を果たすことが求められるという子ども・子育て支援法の基本理念を踏まえ、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする。

法律上の位置付け (予定)	区分		負担割合		
			国	都道府県	市町村
施設型給付 (地域型保育給付含む)	<新制度> 保育所・幼稚園等		私立	1/4	1/4
			公立	-	10/10
子育て支援施設等利用給付 (仮称)	<旧制度> 私立幼稚園		1/3 ⇒1/2	- ⇒1/4	2/3 ⇒1/4
	認可外保育施設		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4
	一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4
	預かり保育		1/3 ⇒1/2	1/3 ⇒1/4	1/3 ⇒1/4

本日の話題

1 . 社会保障・税の一体改革と 子ども・子育て支援新制度

2 . 保育をめぐる動向と取組み

- (1) 保育の現状
- (2) 待機児童対策
- (3) 保育人材の確保・育成
- (4) 幼児教育無償化
- (5) 保育の質の確保・向上

改定後の保育所保育指針について

- 第1章～第5章で構成。保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- 厚生労働大臣告示(平成29年3月31日告示、平成30年4月1日適用)

第1章 総則

○ 保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていること等も踏まえ、「4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を定めるなど、保育所保育の基本となる考え方について記載。

1. 保育所保育に関する基本原則
2. 養護に関する基本的事項
3. 保育の計画及び評価
4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

第2章 保育の内容

○ 乳児、3歳未満児、3歳以上児の保育について、それぞれ、ねらい及び内容を記載。
○ 特に、3歳以上児の保育について、幼稚園、認定こども園との整合性を確保。

1. 乳児保育に関わるねらい及び内容
※「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」
「身近なものに関わり感性が育つ」という視点から記載
2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
3. 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容
※「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の視点から記載
4. 保育の実施に関して留意すべき事項

第3章 健康及び安全

○ 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等について記載。

1. 子どもの健康支援
2. 食育の推進
3. 環境及び衛生管理並びに安全管理
4. 災害への備え

第4章 子育て支援

○ 保護者と連携して「子どもの育ち」を支えることを基本として、保育所が行う子育て支援の役割等について記載。

1. 保育所における子育て支援に関する基本的事項
2. 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
3. 地域の保護者等に対する子育て支援

第5章 職員の資質向上

○ 職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスを見据えた研修機会の充実なども含め記載。

1. 職員の資質向上に関する基本的事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等
4. 研修の実施体制等

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会

1. 目的

保育所等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障するためには、保育所等を整備するとともに、保育の質を確保・向上させていくことが重要。

2018（平成30）年4月から改定保育所保育指針が適用されたことなどを踏まえ、**改定後の保育指針に基づく保育所等の特性を踏まえた保育の質の確保・向上**を図るため、学識経験者等に参集を求め、具体的な方策等を検討。

2. 検討状況

保育の質に関しては、主に「内容」「環境」「人材」の3つの観点が考えられるところ、上記目的を踏まえ、保育の質を支える「環境」や「人材」に係る取組などを広く視野に入れつつ、改定指針を踏まえた「保育所における自己評価ガイドライン」の見直しなど、**主として保育の「内容」面から、幅広く多角的に保育の質の確保・向上に資する方策等を検討。**

2018（平成30）年5月以降、計5回の検討会を開催し、構成員や関係者（事業者、事業者団体、自治体）による意見発表、自由討議を行い、**9月26日に開催した第6回検討会において、「中間的な論点の整理（案）」**を検討。今後は、適宜、実態調査や調査研究を行いつつ、実務的な検討や作業を行い、**引き続き中期的に検討予定。**

（構成員）

大豆生田 啓友	玉川大学教育学部教授	座長、座長代理 (五十音順、敬称略)
古賀 松香	京都教育大学教育学部准教授	
汐見 稔幸	東京大学名誉教授・白梅学園大学前学長	
野澤 祥子	東京大学大学院発達保育実践政策学センター准教授	
普光院 亜紀	保育園を考える親の会代表	
松井 剛太	香川大学教育学部准教授	

（オブザーバー）

内閣府	子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
	子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付
文部科学省	初等中等教育局幼児教育課

内容

- ・保育所保育指針の告示
- ・教育保育情報の報告・公表
- ・自己評価ガイドライン
- ・第三者評価ガイドライン等

環境

- ・設備運営に係る最低基準の制定（人員配置、面積）
- ・感染症対策ガイドライン
- ・アレルギー対応ガイドライン
- ・事故防止及び事故発生時対応ガイドライン等

人材

- ・保育士資格に係る基準の制定（指定保育士養成施設指定基準、保育士試験実施要領）
- ・キャリアアップ研修ガイドライン
- ・能力経験に応じた処遇改善等

中間的な論点の整理（案）【概要】

（保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会）

※第6回検討会
配付資料（H30.9.26）

1. 今後の検討に当たっての「基本的な視点」

保育の質の検討に当たっては、「子どもを中心に考えることが最も基本。それを前提として、様々な保育の現場において、職員全員の参画の下、子どもの思いや願いを受け止め、子ども一人一人の発達過程に応じて、保育所保育指針に基づく保育実践（ ）を充実させる取組が日常的に実施されることが重要。（環境を通じた保育、養護と教育の一体性、健康・安全の確保等）
また、保育の質の確保・向上には、保育をめぐる多様な関係者の参画や連携・協働、保育に関する理解の共有も必要。

2. 現時点で考えられる「検討の方向性」（具体的な検討事項）

（1）総論的事項

様々な主体による取組が連動し、全体として機能するための保育の質に関する基本的な考え方や、その具体的な捉え方・示し方等の明確化

（2）個別的事項

保育の現場における保育実践

（職員間の対話を通じた理念共有）

各保育所等における保育の理念の明確化・園全体での共有
子どもや保育に関する職員間の対話が促される環境の構築

（保育の振り返りを通じた質の向上）

改定指針を踏まえた「保育所における自己評価ガイドライン」の見直し
・評価結果の公表や活用等

（保育の環境や業務運営改善）

安全快適性と保育充実に資する環境（人・物・空間・時間）工夫
質向上や保育士等の業務負担軽減に資する業務運営

（保育士等の資質・専門性向上）

各種研修の質的充実
多様な経歴の初任保育士支援
園長等のマネジメント能力向上

保護者や地域住民等との関係

（保育実践の内容の「見える化」）

保護者や地域住民等のニーズを踏まえた保育実践の「見える化」
・保育の評価や取組の情報公表
・日常保育に係る交流機会等

（保護者や地域住民等の関与）

保育所等における保育実践や質向上の取組への関与促進
・関係者との交流機会の充実等

自治体や地域機関との関係

（保育所と自治体等との連携協働）

自治体や関係機関との連携方策
・地域の保育所、幼稚園等との連携（実践事例の共有等）
・地域のネットワークづくり等

（自治体の役割充実や連携促進）

保育実践に係る相談・助言
指導監査の効果・効率的実施
自治体間の効果・効率的連携

3. 今後の検討の進め方

今般整理した具体的な検討事項について、その内容を踏まえ、適宜、実態調査や調査研究を行いつつ、検討会の下に作業チームを設置し、実務的な検討や作業を行う。

その上で、本検討会において、作業チームにおける検討状況等を踏まえ、保育の質に関連する様々な動向や取組状況等に留意し、引き続き多角的な観点から、更に議論を深める。